

第16回

環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年10月2日(火)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後6時03分開会

事務局（植田） それでは、お時間になりましたので、そろそろ始めさせていただきたいと思います。それでは、ここから先の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

原科委員長 それでは、きょうパブリックコメント前の最後の委員会にしたいと思います。パブリックコメントに入りますと一月間、その間は開けません。終わってからまた開催いたします。ということで進めさせていただきます。

きょう資料6点に加えて、裏表の1枚を追加させていただきましたけど、これをちょっとご説明させていただきます。Proposed Code of Conduct. Subscribed to by Self-ascribed. Professional Members of IAIA. IAIAというのはどんなところか、これは前にお話ししましたのでご記憶かと思いますが、一応念のため裏側には環境新聞に紹介されたものをつけておきました。お見苦しい顔がついていて申しわけないんですが、顔を手で隠していただくと読みやすいかと思います。IAIAと書いてございますね。IAIAは環境アセスメント分野の最も権威のある団体ですけれども、世界110以上の国や地域からメンバーが入ってまして、各国の政府機関がこれをサポートしております。日本の環境省はもちろんですが、特にアメリカのEPAとかイギリスの環境省、オランダ、ここの環境アセスメントは特に有名ですけれども、オランダの環境省、スウェーデンなど各国です。同時に国際機関では世界銀行は大変深くコミットしまして、毎年この学会の大会ではワールドバンクグループデーというのを開きまして、意見交換とか情報交流をしております。そういうふうな国際機関です。ここがそれだけ大変に権威があるというか、そういう力がありますのは、やはり会員の中でしっかりした考えがあるんだと思います。それで、この組織は国連でもNGOとして公式に認定されていて、国連の催す大きなイベントでは参加する資格があって発言もできます。

例えば、COP13がございますね、12月にバリ島で行いますが、このときも特別のオブザーバーということでIAIAの代表者が参加できることになっております。そんな組織なんです。

そういうことで、この組織はメンバーに対してこういうCode of Conduct、つまり行動規範を決めております。英語で書いてありますけれども、1番から9番までございます。1番から9番というと惑星の数みたいですけどね、ベートーベンの交響曲でもNo. 5というのが一番有名な「運命」ですが、こちらのNo. 5もやっぱり重要なんですよ、この資料のNo. 5にはちょっと色がついておりますけど、これは実は現在、2行ぐらいで表現しておりますけれども、特

に重要なので中身をきちっと書きましょうということで、この5番目の項目に関して表現を変えようということで、理事会で今検討しております。10月にメキシコシティで理事会がございますが、そのときは私もまたそこへ行きまして、そこで皆さんと議論しますが、現在、e-mail等でやりとりしています。5番目に書いてあるような3行の表現にしようじゃないかと、大体ほぼ合意しておりますけれども、正式決定は今度の理事会でございます。ということでCode of Conduct、これを少し直しまして、こんな格好になるということですね。ちょっとご紹介しますが、この表現は、To refuse to provide professional services whenever the professional is required to bias the analysis or omit or distort facts in order to arrive at a predetermined finding or result. つまりプレディターミンド、あらかじめ決まった結果とかそういうものに合うように、おかしいことをしてはいけないと。だからバイアス ザ アナリシス、分析をゆがめたり、あるいはオミットしたり、さらにディストートファクト、事実をゆがめてはいけないと、そういうことを書いています。そういうことをリクワイアード、求められても、そういったことはやらないんだと、このことをきちんと書いております。この表現が今までちょっとあいまいだったものですから、このようにクリアにして具体的に書いてございます。5番目のこれはすごく大事なんですね。

私は環境アセスメントを10年以上も放送大学で、テレビ放送でやってきましたけど、その十数年前から、アワセメントはだめだと言ってきました。アワセメントがこの分野で流行語になりましたけれども、アワセメントは結果が決まっています、それに合わせるようではだめだということです。アワセメントはだめだ。これは日本語のそれと同じことを言っているんです。だからNo. 5が一番大事なところだとみんなが認識しているということです。まさにそんなんです。分析の結果はやっぱり中立性があること、きちっとした審査をしなければいけないということです。

ということでございますので、実はこのことは、きのうJICAの審査会がございまして、私は異議申立審査役ということで、そちらにもお付き合いしております。委員長は本委員会の村山委員が務めておられますけれども、その場でもこのことを紹介しまして、ぜひ審査会はきちっと厳正にやってもらいたいということをお願いしました。

ということで、こちらのジェットロもそういうことです。審査は大変大事なことです。そういう位置づけをしっかりとつけていただいて、そしてこのまさにIAIAで示しているようなCode of Conductに沿ったようなことができるように、そういう仕組みにぜひしていただきたいと思ひまして、きょう持ってまいりました。たまたま今月の22日からメキシコシティに

参りますが、直前なものですから、ちょうどこのことを今メールでやりとりしているものですから、良いタイミングだと思って資料を持ってまいりました。ぜひこれはよくごらんいただきたいと思います。

1番から9番までいずれも重要な項目でございますので、ぜひそれぞれ読んでいただきたいと思います。ということでご紹介しておきます。

それでは、始めましょう。

では、おかげさまで第 部、第 部はきょう、確認の資料を用意していただきましたので、出来上がったと思います。第 部も概ね出来上がりましたけれども、前回、最後の段階で少し時間が足りなくなったものですから、きょうは延長戦をお願いいたしました。

そこで、第 部、このように丁寧に用意していただきまして、見え消し版で、この前の議論がどんなふうに反映されて、どのように変えたかというのがわかりますので、この件、まずご用意いただいた資料について簡単にご説明いただければありがたいと思います。

どちらから。清水さん。

清水産業技術部長 前は延長も含めて5時間の議論をいただきまして、ありがとうございます。お手元の資料でございますが、委員長からご紹介のありましたとおり、別添1が修正を織り込んだバージョン、別添2が見え消しバージョンでございます。別添2で前回の議論をどのように反映させたかをもう一度振り返らせていただきたいと思います。

別添2の1ページですが、前提のところは特に大きく変えていません。

基本方針の4行目でございますが、ここが、前回議論がございまして、「二国間の国際約束等を前提とはせず」ではなく、「相手国政府の正式な要請を前提とはせず」という文言をセットしたところでございます。

それから、1ページの下の方の「採択案件の概要」のところは前回既に直していたところございまして、ご承知置きのとおりでございます。

めくっていただきまして2ページの上でございます。括弧書きで前回ペンディングであった「フォローアップ調査の結果」のところですが、ここは削除ということでセットしました。

それから、その下の2)のところでございますが、フィージビリティ調査の次の括弧のところでございますが、田中委員からのご指摘もございまして、「事業段階」ではなく「計画段階の環境アセスメント」と修正をさせていただいております。その他文言について少し丁寧に、「環境アセスメントのスコーピング」といったような表現で書き込みをしております。

それから「3)調査における配慮事項」の「ステークホルダーからの情報収集等」でござ

いますが、ここは議論がございまして、こういった表現になっております。最後のところ、「このために」以下のところを付け加えるという形になりました。

ここにつきましては、また後でご確認をいただきたいのですが、この部分と、それから3ページの「(3) 調査実施段階」の下から2つ目のポツでございます。ここを同じ表現にしてございます。ここは前回、松本委員から違う表現にした方がよいのではないかというご指摘もあって、我々で引き取らせていただいて再度検討したところでございますけれども、この案では同じ文章をそのまま入れてございます。私ども内部で議論した際には、前回委員会で、委員の皆様にご精緻に議論していただいたものですから、この文章をいじることは難しいと考えました。逆にここまで精緻に書いてあると、これをむしろ3ページの後ろに書いて、そのエッセンスを基本方針の3)に書く方が構成上は良いのだらうということで、圧縮バージョンをつくるという議論もしました。しかしながら、相当難しいということが分かってまいりまして、前回委員会で、岡崎委員、宮崎委員から、逆にいろんなバージョンがあるとかえって混乱を招くので、むしろこういったところは同じ表現にしておいた方がよいのではないかというご指摘もありましたので、それを踏まえまして、ここは同じ表現をそのまま使わせていただいております。

それから「(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」でございます。最初の2つのポツは表現ぶりの訂正でございます。主語を入れたことと語尾の修正をしたものでございます。

それから4つ目のポツでございますが、ここは前回、諮問委員会との関係を書くべきではないかというご指摘もございまして、ここに書かせていただきました。書き方についてはいろいろご議論があって、この(3)の中に入れる案、それからむしろ(4)をつくったらどうかといったような案もございましたが、全体の流れを考えまして、「(3) ジェトロが担う責務」の中に、諮問委員会に結果報告をするということを書かせていただきました。表現ぶりは第 部とも合わせ、「ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、専門的な立場からアドバイスを求める」という表現にさせていただきました。

それから2. でございますが、このタイトルにつきましては岡崎委員からご指摘がございまして、「手続き及び方法」と書かせていただきました。

その他、細かい表現ぶりを2ページの下は直しておりますが、3ページの始めの方は主語を明確に入れております。「担当部は」もしくは「ジェトロは」ということで、誰がやるのかを明記させていただきました。

それから、下から2つ目のポツのところは、外部有識者のところに「環境社会配慮の専門家を含む」という表現を入れましょうということで前回議論しましたので、その結果を反映しま

した。ここで前回議論になったのは、「申請があったけれどもはじく提案がどういうものかを書くべきではないか」というご指摘が満田委員、松本委員からありました。我々も公募要領の中に書いてある表現ぶりをどう入れるかということを考えてみました。前々回の委員会でも、この第 部を議論したときに、「はじく提案を書くべきでは」という同じご指摘が神崎委員からあり、一方、岡崎委員からは、「ガイドラインというのは実際にアクセプトした提案の中でどのように環境社会配慮を行うかを示すものであって、はじかれる提案を想定してここに書くのはおかしい」というご指摘もありました。それら考えて議論したのですが、本文の中に書き込むのは現実問題としてなかなか難しいと考える。今の我々の案としましては、この本文の中に書くのではなく、少し先の通しページで5ページの別紙になりますが、別紙番号が、前の方に別紙1が出てきますので、ここは別紙2になるということで番号を直しておりますが、旧別紙1、現在の別紙2の初めのところで、上から本文の2行目以下になります。「なお書き」ということで書かせていただきました。「なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので留意すること」という文章を入れさせていただきました。ここは申請書についての記述要領でございますので、申請書を書くに際して読んでいただくところでございますから、ここに「はじくものがあります」と書くことは、岡崎委員からのご指摘にも応えられるものかと思い、書かせていただいた次第でございます

本文3ページに戻っていただきまして、「契約段階」は特に変更ございません。別紙の番号の変更だけでございます。

それから、「調査の実施段階」のところでございますが、ここは前回の議論で修正をした部分と、今日ご説明があるかと思いますが、松本委員から頂いたコメントも少し考慮させていただきまして、組み換えをした部分がございます。前回ご指摘をいただいたのはJICAの環境社会配慮ガイドラインの文言が抜けていたということで、2つ目のポツになりますが、JBICのガイドラインとJICAのガイドラインのスクリーニング様式、こういった文言を入れさせていただいております。それから、JBICの記述も前回の表現からもう少し厳密性を求めるという意味で、JBICの参考資料「スクリーニング用フォーム」並びに「環境チェックリスト一覧表」と、正確に書かせていただいた次第でございます。

それから、先ほど申しあげましたが、松本委員からのご指摘でございますが、中身と具体的にとる手段と、ジェットロがどうチェックするのか、という点が若干混在しているのではないかと、という前回のご指摘も踏まえ、案をつくりました。

具体的に変更した点は、(3)の1行目が消えていますが、これは削除したわけではなく、真ん中あたりに持ってきています。「調査の実施者は」という文章を、ここに移動したものでございます。この考え方ですが、最初のポツと2つ目のポツは、具体的にどういったことを考慮して行うのか、という環境社会配慮の中身を書くということにいたしました。すなわち、「こういう洗い出しを行うのです」、「洗い出しに当たってはJICA、JBICを参考にしてください」と最初の2つのポツに書いた訳でございます。

では調査の実施者は何をやるのですか、ということに関して、その次からの3つのポツに書きました。実施者はこういう者を派遣し現地調査を実施する。それから、「その際に想定される実施機関との協議云々」という、前回セットした文章でございます。それからさらに、「当該案件の必要性・優位性を明らかにするために」ということで、「幾つかの他の選択肢との関係を書いてください」といった具体的な手法をこの3つのポツに書かせていただきました。

それから4ページでございますが、ここはジェットロの担当セクション等が行うことについて、主語を明確に書いてございます。担当部はこういうことをします、環境社会配慮審査役はこういうことをします、ということを書かせていただきました。ここは、前回委員会では文言の議論まで行っていないですが、文章をもう一度見直しまして、冗長な部分につきましては修正をしました。「担当部は、本ガイドライン別紙3に基づき云々」という箇所も、「チェックし確認する」という表現がリダグダグでございましたので、文章を直しました。

それから、環境社会配慮審査役のところの記述も同じように繰り返しがあった部分を修正したものでございます。

それから「(4)調査報告書の精査段階」も、前回委員会では議論をしておりませんが、文章を見直しまして、文言の訂正をさせていただきました。

以上が本文でございます。前回委員会では、別紙の、旧ナンバーで言うと別紙1と別紙2、新しいナンバーでは別紙2と別紙3ということになりますが、ここの書き方が分かりにくい、特に がついているところが分かりにくい、というご指摘がございましたので、そこを再度見直ししました。これは多くの修正があるので、むしろ修正を織り込み済みの書類を見ていただいた方が全体のイメージをお分かりいただけるかと思います。構成は変えていません。文章も字句もほとんど変えておりませんが、 がついている「分かりにくい」というご指摘の箇所を明確にしたつもりです。

例えば、別添1の5ページに、「地球環境調査」の「1.プロジェクト及び調査概要」がございしますが、その「(1)プロジェクト提案に至る背景、問題」では、「本項目には、

云々」と、記述する内容の指示を明確に書いたつもりです。基本的に、それぞれ「本項目には何々を書くこと」という形式ですべて文章の構造を整理したつもりです。

文章を少しいじったところがございます。それは、旧番号で別紙2、新しい別紙3でございます。これは別添1の7ページをご覧ください。これは「2. 環境社会的側面の検討」の(1)(2)というのがあります。いずれも下3行に、「その際、例えば、現状分析、将来予測云々」という表現で、代替案の話を書いています。前は、これが2.の初めに書いてあり、(1)(2)(3)(4)の全部にかかっている形になっていたため、非常に分かりにくいというご指摘でしたものですから、「(1) 環境改善効果」と「(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響」に、それぞれ分けて書き込んだ次第でございます。

大きな構造の変化としてはこうした点でございます。

以上、特に別紙は構造が若干分かりにくくなっていて恐縮でございますが、前回の議論を踏まえて修正させて頂いた点でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

以上でございますが、何かございますか。ご意見いただきたいと思っております。

満田委員、どうぞ。

満田委員 2つありまして、ステークホルダーからの情報収集等のところで、最後の1行目、このために、必要、2ページ目です。

原科委員長 2ページ目。はい。

満田委員 2ページ目の3)、ステークホルダーからの情報収集のところで。

原科委員長 真ん中辺のところですね。

満田委員 はい。前回議論になったところですが、「このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める」というところなんです、「このために」という接続詞ではなくて、「また」というような接続詞の方がいいんじゃないでしょうか。というのは、これは、これ以上書き込むことはなかなか難しいとは思いますが、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集というのは、ステークホルダーの特定方法を確定させるということ及びその他の要素、例えば環境社会影響に関する追加的な情報とか、そこら辺も含まれてくると思っておりますので、「また」という接続詞の方がいいのかなという気がしました。

これが1点目で、2点目なんです、今別紙2の前文の「なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けられないので、留意す

ること」この一文なんです、私としてはやはり本文に含めた方がいいのではないかと考えています。ここはかなり事務的なといいますか、何を申請書に記述するのかという部分だと思っておりますが、その前文のなお書きにするにはかなり重い事項かなと。ここら辺は要は余りに環境社会影響が大きくて対応策の実施が困難なような案件というのは、そもそもジェットロ案件形成調査でははねられますよというのは、かなり重要なことですので、やはりこの審査・採択段階に書かれた方がよろしいのではないかと思いました。

以上2点です。

原科委員長 最初の点からいきましょう。「このために」という接続詞にしますと、これは2ページの真ん中辺ですが、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集、そういったことのためと限定されると。だからこれ以降のことはむしろもうちょっと広く、それも含めて広く対応した方がいいと思うので、「また」という表現ではいかがかということでございます。どうでしょうか。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 ここは前回委員会で大議論をしてこの表現になったはずでして、「特に」以下のところにかかる文章に最終的なコンセンサスができたと私は理解しています。一般的に実施機関以外との協議を求めることは、やはり相当程度この段階のジェットロ調査では無理があるのではないかと考えます。ただし、被影響地域が明確である場合、いろいろな情報を収集するために必要に応じて詳しい方からの情報収集に努める、ということで前回委員会でセットしたはずでございますので、この表現を直すことはまた前回の議論を蒸し返すことになると思いますし、私はこの文章でぜひ行くべきだと思っております。

原科委員長 いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 私のペーパーを話してしまった方が議論をしやすいと思いますので、今同じところですので。

原科委員長 そうですね。今、一部分対応していただいた部分もありますので、あわせて、それをやってください。

松本委員 本日最後というつもりで、少し早めに、といっても2日前ですが、このペーパーをつくって、ジェットロ側と少しやりとりをしました。基本的にはこの場で公明正大に議論すべきですが、時間も限られていますので、あらかじめこれを提出させていただいて、含むことが

可能な部分、あるいはジェット口側として事務局案として盛り込んでも大丈夫だという部分については対応をしていただいたという経緯があります。

私の方の提案の最初の四角で困っている1番目ですが、前回、途中で終わってしまった議論の中でも申し上げたように、やはり調査方法と調査内容というのを分けて記述をした方がよいのではないかと思います。といいますのも、やはりこの内容はこの方法でしかやれないというわけでもないと思いますので、内容と方法に分けた方がいいのではないかとこの提案をここで書かせていただいています。

ただ、きょうは拝見させていただきますと、まず例えば住民移転が想定される場合とか先住民族への影響というのは、これは最初のジェット口の事務局案の(3)の相手国の環境社会配慮に関する諸制度の内容の確認ということで、今まで環境影響評価制度だけだったものに環境社会配慮に関連する諸制度というふうに変えていただいています。これは念頭に置いているのは、住民移転や先住民族への影響等々の環境社会に関する諸制度だと理解してよろしければ、私としてはこれで私の提案も織り込んでいただいたと理解しています。

ただ、やはり今満田委員がおっしゃったように、私の方の提案の(3)1)調査内容のところに書いてありますが、被影響地域が明確であると判断される場合は、想定されるステークホルダーの特定方法及び次の段階で必要な情報収集の内容と方法を明らかにするというように、まず調査内容としてはこれを含むべきではないかとここで書いています。その上で、2)調査実施方法の中の1つとして に被影響地域が明確であると判断される場合は、当該地域の環境社会状況に詳しい、これは本文でいくと、個人、団体からの情報収集に努めると。私もここは方法と内容というふうに分けた方がいいのではないかという意見から、今まさに清水部長がおっしゃったように、前回あれだけ議論したところをいじるということはよろしくないというふうには実は思うんですけども、しかしもともとその2ページ目の事務局案の2ページ目の3)の 、ステークホルダーからの情報収集等というのは、ステークホルダーからの情報収集について記述するところですので、必ずしもステークホルダーの特定方法というふうには内容まで踏み込んでここで書かないでもいいのではないかと思います。それはこの調査実施段階での内容のところに書かれていけばいいのではないかなというふうに思った次第です。意見としては、今の満田委員と同じであります。

ということで、私の提案の中のまず大きい四角の1の中で、きょう議論をお願いしたいのは、この方法と内容というのを整理して書いてはどうかと。その中で、ステークホルダーからの情報収集、あるいは実施機関との協議というのが、それによって得られるべき内容をこういうふう

うに特定して書くのがいいのか、それともそれは手段の一つであるというふうに、内容と切り離して書いた方がいいのかという点については委員の皆さんのご意見を伺いたいというふうに思っております。

ついでに、ちょっと裏にいていただいて、ほかの点なんですけれども、大きな四角の2は、まさにそこから来るところで、ステークホルダーからの情報収集と、基本方針のところをこのステークホルダーからの情報収集が重要だよと、こういうことに努めましょうよという記述にとどめるというのは、私は逆にこの調査実施段階の方の議論から戻ってしまったということになります。

それから、大きい四角の3番ですが、別紙2、新しい別紙3になりますけれども、その報告書に書かれるべき内容というものの中に、今までちょっと明記されていませんが、参照した既存文献の一覧、これは以前、清水部長が当然書かれるべきことだというふうにおっしゃったと思いますけれども、やはりどんな文献をリファードしたか、どんな既存の調査報告書をリファードしたのかというのは書いた方がいいですし、それから協議の内容あるいは情報収集をしたのであれば、その内容についても、どういう機関とどういう議論をし、どういう意見が出たというようなことについては別途記述があってもいいのではないかとというのが、大きい四角の3番です。

大きい四角の4番ですが、これもどうしてもというわけではないんですが、提案する文章の場所を指摘しようと思っていて、階層がいろいろあるのにちょっと辟易としたところがあって、例えば第 部は、1 . 基本的な考え方のところが一番詳しいんですが、まず(1)という両括弧の弧があって、次に片括弧の弧があって、その次に というのがあるんですけども、部分的には、例えば2 ページ目の(3)は ではなくて中黒、中黒になっているんですね、これには何か意図があるのかもしれないんですけども、こういうものというのは何かシンプルに同じような階層、第 部について同じような階層にした方が、場所の指摘とか、あるいは見るときに見やすいなというふうに思ったので、4番目は非常に形式的なコメントです。

ですので、一番重要なのは実は今満田委員がおっしゃった方法のところを切り離して記述するという点について委員のご意見を伺いたいなというふうに思った次第です。

原科委員長 それでは、今、調査内容と調査実施方法と2つ分けて記述することによって、内容と方法が対一に対応するような形ではなくした方がいいのではないかとということだと思います。いかがでしょうか。

清水産業技術部長 よろしいでしょうか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 こちらの考え方をもう一度ご説明しておいた方がいいと思います。大変失礼いたしました。松本委員のご指摘を踏まえて直した部分を、私の説明で1点抜かしてありました。今お話がございました、別添2の資料で申しますと3ページの「(3)調査実施段階」の3行目のところでございます。ここはもともと「相手国の環境影響評価制度の内容の確認」という表現があったのですが、それを直しています。ここは「環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認」ということにしました。これはまさに松本委員からご指摘がございましたけれども、松本委員のペーパーの中でも、住民移転の話、先住民族への影響というコメントがございましたが、こういった要素も含めて書き込んだものでございます。ストレートに「住民移転」、「先住民族」などと書くのは、必ずしもガイドラインの中では適当ではないと我々は考え、第 部 に環境社会の配慮項目が示されておりますので、それも含めて広くこの中に書いてくださいということで修正をしました。追加コメントをさせていただく次第でございます。

原科委員長 じゃこの件はよろしいですね。

清水産業技術部長 了解しました。

原科委員長 それでは、その内容と方法を分けるということに関してはいかがでしょうか。

方法はいろんな組み合わせがあるから分けておいた方がいいんだろうということだと思っております。

今、清水部長もおっしゃったように環境社会配慮に関連する諸制度という表現にして、その中身はほかで記述してということで、いろんな可能性があるということに対応できるようにしたということですね、それに近いような考え方ももしれないですね、調査内容と方法を分けるというのは。

分けておいた方が見やすいことは見やすいですね。見出しが細かくなっているから。

清水産業技術部長 委員長、よろしゅうございますか。

原科委員長 はい、清水部長。

清水産業技術部長 ここは先ほどの説明の中でも申し上げたのですが、確かに松本委員おっしゃるように、中身と手段といいますか、実施方法がクリアカットに分けられれば確かに分かりやすいなと思いつつながら、我々もここをもう一度改めて見直したのですが、このジェット口調査段階で内容と実施方法がそこまでクリアカットに分けて書けるかというところで随分我々も悩み、今の案を出させていただいた次第です。最初のこの2つのポツが主として内容を書き、その下の3つが、実施者が何をするのかということを書き、それから最後の2つのポツ、別添2

で申しますと資料ページ4の上の2つになりますが、ここでは「ジェットロは何をするか」を書いています。そういう意味では3つのかたまりに分けさせていただき、主語も書き、一応中身の整理はこれで出来ているかなと感じているところでございます。

原科委員長 グルーピングはして、その順番に書いていただいたと。その見出しをつけるかどうかですね。3つのブロックに分けたということですから。

松本委員 最初の2つが何でしたっけ。ポツ2つが。

原科委員長 調査内容。だから、松本委員が整理した順番に2つ、3つ、2つになるのかな、ポツでいいますとね。

清水産業技術部長 そうでございます。

松本委員 多分、ですから、そうするとこだわるのはジェットロ事務局案の3ページ目の下から2つ目のポツの中に想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容、方法、このあたりについて最初報告書には記述されることが期待されていると思うんですが、これは調査の内容の中に入れて方がいいのではないかという、恐らく突き詰めていくとそこに私の提案と今のいただいた事務局の案との中に違いがあるのかなというふうに思います。

原科委員長 グルーピングをクリアにするには上に持っていくと。

松本委員 ええ、もし内容の方を上2つに整理していただいているとするならば、ステークホルダーの特定方法、それから次の調査の段階で必要となるような情報収集の内容や方法というのも調査から出てくる内容だと思いますので、上の調査内容の方に入れてはいかがかなというところであります。

事務局（藤崎） よろしいですか。

原科委員長 はい、どうぞ。

事務局（藤崎） 今のところが私どもちょっと考えてしまったところです。つまり、松本委員が言われるほど内容と例えば調査の方法というのをぱっと分けられるのか。やはりそれは調査を実施する過程でどうなるかという話になってしまうのではないか、どっち側に持っていくというふうに、そこまでその何というんでしょうかね、内容と手段を分けるべきなのか。私どもとしてはむしろわかりづらいんじゃないのかなという気がしないでもないんですけどもね。

松本委員 これは少し満田委員がおっしゃったこととも関係してくるんですが、逆にやっぱりそれってまじり合っていると。文献を見たり、あるいはいろんな調査をやったりすること、あるいは実施機関に聞いてみたりすることというのは、その中々でこのときにはこれだけをや

る、このときにはこれだけをやるといふことにはならないと。

事務局（藤崎） そういうふうにはなかなかいかないから。

松本委員 だから、逆に言うと方法としてはこういうものがあると。で、調査報告書に入れてほしい内容としてはこういうものがあるので、こういうものを調べてくださいというのを分けた方が、例えば文献や何かからもしかしたら今後必要な情報収集の方法が出てくることもあるわけです。これを組み合わせてしまうと、この項目についてはこのやり方だけでやりなさいと規定しているような気がして、逆に言うと、この方法はこのためだけに使いなさいというふうに規定してしまっているような気がするの、もう少しそこは切り離れた方が、逆にこの段階ではどの調査がどこに結びつくのかというのはそれほどきちんとはいかないと思ったので、分けた方がいいと。

私は、実はルーズにするために分けた方がいいんじゃないかというふうに申し上げたんですけれども。

事務局（藤崎） 必ずしも私どもの意図としては・・・、私どもはこの方法だからこの内容なんですよという感じではとらえていないんです。

松本委員 そうですか。

事務局（藤崎） 何というんですか、これは中心的な手段としてはこういったことなんじゃないですかということなんですけれどもね。例えば、もしこれまでのジェット口調査に問題があったとするならば、想定される実施者というのは一応いたんだけど、ほんとにそことちゃんと、きちんと議論をして、それでやってきたのかということ必ずしもそうではなかった。採択率、後々その案件が具体的プロジェクトに結びついた件数の少なさとか考えると、そう考えざるを得ない。過去においては、何というのかな、想定される実施者との協議すら十分にはなされてこなかったと私なんかは、率直に言って、思いますけれどもね。

原科委員長 いかがでしょうか。

今の部分は、私は、条件が限定されていますのでね。松本委員のメモでも調査内容のこれは被影響地域が明確であると判断される場合は、それから調査実施方法までの影響地域が明確であると判断する場合にはですから、というのは、だからそういう場合に限定された話です。だから、つなげて表現できるんですね、そうなる。ただ、ちょっと微妙に違いました、内容のところ松本委員の場合には想定されるステークホルダーの特定方法及び次の段階で必要な情報収集とあるでしょう。「次の段階で」という5文字が入っているんですね。こちらの別添1の方は、次の段階ではなくて、想定されるステークホルダーの特定方法等必要な情

報収集、内容、方法だから、そこが違うんです。次の段階で必要な情報というのとちょっと意味が違って来るでしょうね。それ以外は結局同じことになると思いますけれども、この部分に関しては。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 ここは、作業とその実施方法が一对一对応していれば、我々のご指摘のように書くことにもやぶさかではないのですが、多分一对一对応をしないと思います。前回委員会で議論になりましたけれども、想定している実施機関との協議の中で情報収集をきちんと行う。それから、特に被影響地域が明確である場合には想定されるステークホルダーの特定方法、それから情報収集の方法などを明らかにするということになっているわけです。前回、議論になった点は、やはり想定される実施機関だけでは情報が不足しているのではないかという点です。逆に、想定される実施機関から十分な情報が取れば実はそれでも十分なのかもしれないのです。しかし、そうした点にご懸念の声があったので、そうであれば、必要に応じてもっと詳しい個人の方、団体の方から情報収集に努める、という書き方をしたらどうかということになりました。従って、「特定される場合には詳しいステークホルダーからの情報収集」といった一对一对応を考えてしまうと、必ずしも答えが適当ではないだろうと思います。

松本委員 もしそうであれば、実は私は、この片括弧での調査実施方法、私の方の提案ですが、3点は一緒にしても全然構わないんですよ。要するに、そうすれば今の清水部長のご意見は踏まえることができますよね。

原科委員長 調査実施方法のとですか。

松本委員 はい。これは一緒にしても構わない。これは必ずしも分けなくていい。今のような清水部長のご趣旨のとおりです。くどいようですけれども、一番気にしているのはこの方法がステークホルダーの特定と必要な情報の収集というところだけにかかっているのが逆に狭めていないかなということですので、この3と4を一緒にするのは問題ないということです。

清水産業技術部長 よろしゅうございますでしょうか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 ここで前回議論になったのは、このジェット口調査段階では何をするのかという点です。ステークホルダーとの協議なり情報収集のところも、余りに幅広く、義務化というか、具体的に書くことによって、オブリゲーションが余りに強くなったら適当ではないということです。この段階で行うのは、やはり次の段階でどういうステークホルダーがいるので

すか、とか、どのように情報収集をするのですか、といったことをきちんと把握しましょうということなのです。そういう意味では、この調査のやり方等、具体的に何をねらうのかという点と密接不可分だと思っております、こうした表現ぶりの方がよろしいのではないかと考える次第でございます。

松本委員 そこが議論したいところなんです。そこが密接不可分なのかもう少しルーズにしておいた方がいいのかという、つまり先ほど満田委員がおっしゃったように、その他の選択肢との比較のときにもこういうステークホルダーからの情報や実施機関からの情報、協議内容というのは参考になるんじゃないんでしょうかということで、参考になるのであれば、やはりこの2つを余りにも一緒にくっつけないで分けたらどうでしょうかということなんです。

実際には、聞かれたらその内容がステークホルダー特定と次の調査方法や内容だけにしか使えませんよということは、やられているコンサルタントの人たちはそんなふうには多分分けられなくて、参考になるものはほかのところにも使われるとは思うんですね。そういう意味からいくと、実態としてはここについてはここ2つに内容と方法を一緒にしないでいいかなというのが、くどいようですが、私の意見なんです。

それと、原科委員長指摘いただいた「次の段階で」というのは、私はちょっと筆が進んでやりましたけど、これは実は必要な情報収集というのが大雑把でよくわからなかったんだけど、私は勝手に次の段階でということなんだろうと思って入れてしまったんですが、これはもし見解が違うのであればちょっとこれはもう少し説明していただければと思います。

原科委員長 今の点はいかがですか。次の段階でと入っても差し支えない。

清水産業技術部長 趣旨は同じようなものだと思います。次の段階のステークホルダーは誰だ、次の段階でどういうふうに情報収集するのか、と、こういうことになりますので。

原科委員長 では、この文言は入っていても構わないということですか。

清水産業技術部長 逆に、「次の段階で」と入れるのであれば、「想定されるステークホルダー」の前に入れた方が表現としてはいいのかもしれない。

原科委員長 次の段階で想定される……

清水産業技術部長 はい。及び必要な情報収集。

原科委員長 松本委員、それでいいですか。

松本委員 そういう趣旨であるということを確認できれば、次の段階でというのは取ってもいいです。

原科委員長 取ってもいいですか。じゃもとの形に、じゃこの文は元の形にいたします。

それでは、調査内容と実施方法を分けて整理するか、あるいはこの形でいくかということですけれども、いかがでしょうか。

松本委員 ステークホルダー特定方法と必要な情報収集の内容と方法というところについて、これを実施機関との協議とステークホルダーからの情報収集というものをくっつけるかどうかというところについて、もし委員の皆さんにご意見があったら伺いたいと思っております。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 まず1つは、分けるというところは、我々提案する場合にはこういうふうに分けて書くんですね、プロポーザルなんかではどっちかというところと具体的にやると。だからジェット口さんの原案でいくと主語を入れてくれたんですね。これは非常にいいと思うんですね。それで、項目を見ると基本的には松本さんのポイントは全部入っているんですね。先ほど、住民移転とか先住民族ということも納得いただけると。そういう意味では基本的に、かえって原文のままでもいいんじゃないかと。我々見た場合も、調査の実施者はというふうに書いていただいているので、あとはこれをどう具体的に現場でやるかというところは、まさにプロポーザルといいですか、提案になってくると思うんですね。

また、さっきの満田さんの「また」というふうにすると、ちょっとぼけちゃうような気がして、このときは必要な洗い出しをして次につなげるときに落ちがないようにしましょうと。ただし、比較的影響地域が明確であるとしても、これも我々現場ではほんとに明確であると言えるかどうか、その場合では必要な情報を追加的にステークホルダーと中の個人や団体と言ったので、「また」ということになると、それ以上何を求めるのかなというのが若干不透明なんですけれども、個人的にはこのままでもいいんじゃないかなという気がします。

原科委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

まあ、あの、これは好みの問題かもしれませんが、私は、これはガイドラインなので、わかりやすい方がいいかなと思って3つに分類の項目を、もしつけることができればその方がいいのかなと思ったんですけれども。どうですか。さっきのように被影響地域が明確であると判断される場合はという条件がついていますから、その組み合わせだから、結局同じ内容になるんじゃないかと、私は思ったんですけれども、そうでもないということになりますでしょうか。分けても条件がついていますから、この場合には両方、その場合だから特定されますね。この内容の場合にはこの方法ということですから。その意味では元の文章と同じ内容になると思いませんけれども。

松本委員 実際、例えば調査項目の洗い出しのときとか、あるいはその段階でわかるような

影響を調べるときに、実施機関と協議した内容とか、あるいは必要と思って聞いたステークホルダー、研究者、地域自治体の話というのは、参考になるんじゃないかというふうに思うんです。現場でやっているのを想定すると、これを2つくっつけておかない方がいいような気が私はするんですけども。

清水産業技術部長 よろしいですか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 繰り返しになりますけれども、松本委員の案の1)調査内容のと、2)調査実施方法の が一対一対応だということになると、これは我々とニュアンスが違うかなと思います。つまり、松本委員の案では、被影響地域が明確であると判断される場合には、これこれを明らかにし、その場合には情報収集に努めなさい、ということになっています。我々が想定しているのは、必ずしも「情報収集に努めなさい」というところにストレートに答えに行くのではなく、想定される実施機関との協議の中で情報が収集でき、次の段階でのステークホルダーの情報収集ができれば、それはそれで一つの答えだと思うのです。アディショナルな情報を取ること、これを我々は否定するものではありませんので、そのためにいろいろな個人の方や団体の方にアプローチすることは良いことだと思います。しかし、仮にこうしたアディショナルなコンタクトをしないケースを想定した場合は、 と のリンケージだけだと、こうしたケースが落ちてしまうのではないかと考えます。

原科委員長 なるほど、限定したい。限定で考えたいと。その点を言いますとそこまで限定しない方がいいと。基本的にステークホルダーからの情報収集ということを入れておきたいということですね。

松本委員 その結果はどういうふうに使われるのかというのは、必ずしもこのステークホルダーの特定のところだけではないというのが私の方の先ほどのお話です。

原科委員長 今の点についてほかの委員の方のご意見を伺った方がいいかな。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 ここの今議論しているところが基本方針のところの2ページ目のいわゆる調査における配慮事項というところと、3ページの今議論している調査実施段階、全く同じパラグラフが続けて置かれている。これは、何か基本方針のところでも述べる抽象的なことがちょっと整理されていないからそうなっているのか、あえて強調するために2回続けて言っているのか、その辺は、作成したときにはどういうふうに考えたのかなと。少なくとも同じパラグラフを2回、2ページの間で続けるというのはちょっとガイドラインとしては違和感を持つということ

なんですけれども、いかがですか。

清水産業技術部長　ここは、前回委員会で、ガイドラインの前の方から議論していったという経緯もあって、この2ページの「1. 基本的な考え方」のところで考え方の整理をいたしました。従って、本来であれば、この「(3) 調査実施段階」のところでもう少し細かく書くというのが一つの考え方だと思います。つまり、「基本的考え方」のところはエッセンスだけにし、「調査実施段階」の詳細のところではもう少し細かく書くということです。しかし、これをさらに細かく書くということがテクニカルに難しかったので、逆にこの3ページに今の表現を置いておき、前の「基本的考え方」のところを圧縮することができないかという模索をいたしました。まさに吉田委員のご指摘があったように、より抽象化して文章化できないかということ考えた訳です。しかし、やはり非常に難しく、現時点ではそのまま置いているという次第です。

ご参考までに申し上げますと、我々の中では、例えばでございますけれども、2ページの3) ステークホルダーからの情報収集等のところは、ぎゅっと圧縮して、「調査の実施者はジェットロ調査の次のフィージビリティ調査などにおいて行われるステークホルダー協議にかかる情報を収集し、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行うこと等により、その結果を報告書に記述する」といったような、ざっくりとした書き方もここではあるかなと議論をしました。しかし、新しい表現をここで再度つくると、皆様からのご意見を前回いただいたところでもあり、また時間がかかるかなとも思い、同じ表現をこのまま入れさせていただいたということでございます。

吉田委員　ちょっと欠席が多くて、きょうも来るのを大変ちゅうちょしたんですけれども、不登校児童の心理がよくわかりました。出ないとなかなかできなくなる。夜だったので出れました。今のご説明のご苦労はわかったんですけれども、何か基本方針というところはやっぱり調査実施段階でここで述べているステークホルダーとのかかわりのそういうことが必要である、よって来る原理とか原則とか、そういうものが書かれるのが望ましいという気がしたものですから、そういうコメントをしたんですけれども、じゃ吉田はどう書くかと言われたらちょっと困っちゃうんですけれども、何か松本委員、満田委員がおっしゃっているような住民移転とか先住民族とか、そういう特定された地域の中で起こり得るような、そういうことをもうちょっと抽象度の高いことで基本方針なんかに押さえておくと、次の調査実施段階での具体的内容とうまくつながるかなと、そういうふうに思ったものですから、発言しました。

原科委員長　おっしゃるとおりですね。できたら、そういうぐあいに基本方針らしい表現に

したいんですけど、なかなか文章が難しい。どういう表現がいいですか。ちょっとかっこう悪
いかな。

岡崎委員 委員長。

原科委員長 どうぞ、岡崎委員。

岡崎委員 ジェトロ側が用意された文章、パラグラフですね、これを松本委員が切り分けて
いるように内容と方法という形ですっきり分けることはやっぱり私は難しいように思います。
というのは、例えばステークホルダーからの情報収集に努めるというのが方法だとすれば、実
施機関との協議を行うということも方法なんですね。ですから、そういうことを言い始めると、
このパラグラフをあえて内容と方法ということに無理に書き分けるのはかなり難しいように私
には読めます。これは感じ方の違いかもしれませんが、ここに書かれている内容を内容
と方法に分けると言われればやっぱりステークホルダーからの情報収集に努めるというのが方
法だということであれば、それでは想定される実施機関との協議を行うのは方法じゃないのか
と言われればそれは方法のように思いますし。

原科委員長 そうです。例えば松本委員は方法に分けておられます。おっしゃるとおり。

岡崎委員 ええ。それをあえて分けなくても、松本委員のご関心のところはこのパラグラフ
の中に含まれているのであれば、無理に書き分けなくてもいいのかなと。ただ、一方で委員長
がおっしゃるとおりガイドラインですから、使う民間企業の方が読んでわかりやすいというの
が一番なんですね。ですけども、ここはなかなかそういう2つのカテゴリーにうまく書き分け
られるかなというところで難しいような気がいたしました。

宮崎委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私も今の岡崎委員と同じような感じを持ちました。というのは1つのこれは例な
んですけれども、例えば調査内容のところの松本委員の提案の、例えば1)の ですよ。調
査項目の洗い出しを行う。洗い出しということが内容だと思うんですけれども、行うというこ
とになってくると、調査の実施とは違いますけれども、やっぱり行為ということになってしま
うような感じもして、はっきり分かれるかなというのは私もやっぱり同じような感じを持ちま
した。

それで、このジェトロさんの事務局側がつくっていただいた別添1の3ページの(3)です
けれども、調査実施段階、上の第1のポツと第2のポツは、結局主語はここではわかり切った
ことだから書いてないのかもしれませんが、これは結局調査の提案者が特にやることだ

ろうと思うんですね。調査の提案者が配慮する環境社会配慮の具体的項目としてはと。またそれが洗い出しを行うに当たって調査の提案者がJ B I CさんなりJ I C Aさんのこれを参照しなさいと、こういうことだと思うんですけれども、そこまで詳しくあえて書かなくてもいいかもしれませんが、このジェトロさんのはやっぱりだれがという主語が、先ほど高梨委員もおっしゃいましたけれども、主語がはっきりしていて調査の実施者はこうしなさいと。それから、最後はジェトロさんの担当部なり審査役さんはどうしなさいと、こういうふうに一応分かれて書いてあるものですから、私はこれでも十分内容としてわかるんじゃないかなと。読まれた方がですね。だから、もし、あえて言えば、先ほど申しました最初の(3)の と のポツのところには、あえて書く必要はないかもしれませんが、調査の提案者はとかいう、そういう主語を入れていただければもっとわかりやすいかなという感じもしましたけれども。

原科委員長 どうですか。

松本委員 委員の皆さんのご意見を今伺って、かつ先ほど来、清水部長からもあるいは藤崎さんからも、必ずしもここに限定されるわけではないけど、ここが実施機関との協議の中では結構重要な項目であろうということの話もありましたし、そういうことであれば私としてはきょう事務局から出していただいたものでよろしいかなというか、私の意図も盛り込まれているというふうに考えられるかなと思いますので、ほかの委員の方々もこれでいいということであれば、私もこれで構いません。

原科委員長 それでは、この部分は提案どおりといたします。

それから、満田委員、もう1つ、2つございましたね。もう1つ、もう一回ちょっとお願いします。

満田委員 2つ目の別紙2の前文に書いてあります……

原科委員長 本文中に移せと。

満田委員 そうです。はい。

原科委員長 この件はいかがでしょうか。

清水産業技術部長 最初の説明のところでも申し上げたのですが、前々回、やはり神崎委員からもご指摘があって、一方、岡崎委員からもそれに反対するご意見も出て、議論になった点かと思えます。要は、ガイドラインの考え方でございます。具体的にその検討プロセスに入ったときに、どのように環境社会配慮をするのかというガイドラインの中身を定めておりますので、対象から排除してしまう案件のことをここで書くことが適当かどうかという判断かと思えます。我々はガイドラインの中に書く考え方も議論してみたのですが、ガイドラインとしてう

まく収まりません。従って、この別紙2の申請書の記述要領のところを書く形であれば何とか書けるかということで、ある種の折衷案として書かせていただいた次第です。ここは前回委員会でも、そもそもガイドラインに書くことは適当ではないとのコメントも岡崎委員から頂いておりますので、関係の委員の方からもコメントをいただければ幸いです。

原科委員長 いかがでしょう。本文に入れないでこういう形で整理したものでよろしいでしょうか。満田委員、どうぞ。

満田委員 今ご説明になったのは前々回の議論の内容だと思うんですが、ただ、私が前回の検討会で議論させていただいたときは、本文に入れるという前提で議論させていただきました。ガイドラインは既にプロセス、手続きに入った提案調査についての考え方を示すというのは、私は少し違うのではないかと。確かに入口を狭めてしまっただけとはいえないとは思いますが、最低限ジェットロがジェットロ調査の中で取り扱うものはこういうものだよという原則的なことですよ、それを書くに当たって、やはり記述要領の前文でなお書きで書くというのは内容があまりにも重過ぎるということを、ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけど、内容としてはやはり本文に書くべきことではなからうかと思えます。

原科委員長 本文に書くとすると、場所はどの辺、どこになりますか。

満田委員 場所はやはり審査・採択段階、2.(1)の審査・採択段階の、これも前回議論になったと思いますが、2ポツと3ポツの間ぐらいではなからうかというふうに考えています。

原科委員長 「担当部は」というところですか。上記検討結果の……

満田委員 「担当部は」の前ですね。

原科委員長 その前ですか。

いかがでしょう。松本委員、どうぞ。

松本委員 公募要綱でこういうものは受け付けませんと書かれていますので、それをちゃんと守ってそういったものは審査に回らなかったという前提で、審査のときは、環境社会面では、こういう案件はとらないようにしようとか、審査のときに気をつけることはないのですか。公募要綱の「はじきますよ」と指定したものが候補の中にも入っていなかった場合、その候補の中から幾つか採択しますよね、20を採択すると。そのときに環境社会面でこういうものはやっぱり採択はできないというような、そういう基準というのではないかと考えているんですか。

清水産業技術部長 出てきてしまった場合ということですか。

松本委員 そうです。候補が例えば30あって、その中から20を選びましょうという段階まで来たときに。要するに公募要綱上はもうパスをしているという中で、30から20に絞るとき

に環境社会面で何かある種基準を決めて、こういうものはちょっと受け付けられませんねと、この段階ですね。

清水産業技術部長 これは、かなり初期の段階で一度議論をしたかと思います。どういう提案をはじめののですかというご指摘に、定量的に何人住民移動があったらはい、といった基準はありませんとお答えをしました。具体的には、この公募要領の中にも、「次のいずれかの項目に該当するときはご遠慮ください」として幾つか書いてあります。今回も書かせていただいたような、「環境社会配慮への対応等の実施が困難な案件」などという書いてあるわけです。これは基本的には、常識的に考えて、これだけ大きな住民移転を求めるような提案は駄目だとか、これだけ大きな案件をこの3カ月の期間でやろうとしても駄目だ、というようには書いています。しかし、現実問題として、これまでも、この候補の中から選ぶといった段階において、これはとてもではないが出来ないという提案が出てくるということはまず考えられないです。最初の申請書段階で基本的にほぼはじかれていると思いますし、実際にほとんど出てきていないと思います。

岡崎委員 よろしいですか。

原科委員長 はい、どうぞ。

岡崎委員 満田さんのご指摘の点ですが、ただこれを読みますと、まずジェット口の中での検討として、応募者の環境社会影響に対する検討結果が適正かどうかを審査する。すなわち、審査の結果としてここではじかれる可能性があるということを書いてあるわけですね。さらに、その後を読みますと、審査役による審査を受ける。ここでもまたはじかれる可能性が書かれていますね。加えて、審査専門委員会での検討結果の適否を審査する。適否とありますので、三重の審査がここに課せられていることになります。要するにそれだけのプロセスを通らないと正式に採択されないんだということまで書いてあります。それだけの審査がジェット口の中で行われる、あるいは委員会の俎上にも載る、ということが書かれているので、私は手続き、審査・採択段階での採択に至るまでの経緯がここに書いてあって、そこではじかれる可能性も十分に書かれているので、ここにことさらはじかれる案件の要件を書かずとも、以降は採択された案件の手続き、調査内容等を説明していけばいいのではないかなと思います。

原科委員長 いかがでしょうか。松本委員。

松本委員 今の満田委員の場合は、たしか三重のハードルがあるわけですが、ハードルの高さとかが書かれていないわけですね。要するに何がこのハードルではじかれるのかがわからないだけで、ハードルの回数はありますけれど、そこを書かないでいいんだろうかというのは、

これは神崎委員以来ずっと引き継いでいるポイントだと思うんですが、そこは岡崎委員はどう考えられますか。

岡崎委員 私は、それははじかれるのは環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件だと、自明ではないかなというふうに読んでいますけれどもね。

原科委員長 いかがでしょうかね。

宮崎委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 はい、宮崎委員。

宮崎委員 私も実はこの申請書別添の1ですね、プロジェクト実施にあたって必要となる云々というところですが。ガイドラインには、私も内容的には書いてあると思いますけれど、それをさらに注意を喚起するためにこの別添1の最初の3行、2行目から3行目にわたって、対応策の実施が困難な案件の方は受け付けませんよと。それはガイドラインを見ていただければそのあたりのことは岡崎委員もおっしゃっているように、私は書かれていると思うんですが、特にこの環境社会配慮への対応策の実施が困難だと考えられるものはもう審査にもかかりませんよということをもた改めて別添1で書いておられるのかなというふうに私は理解しまして、私はこの事務局案の書き方でいいのではないかなというふうに考えます。

原科委員長 もう既に同じ内容がここに書かれているというご判断ですか。

宮崎委員 ええ、私は岡崎委員のご意見と大体同じなんですけど、その調査の手続き及び方法のところを審査段階、3段階の審査があるということと同時に、ここに例えば2ページの2の(1)の審査・採択段階の最初のポツの2行目あたりでは「当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を」云々と書いてありますね。その検討というその内容をどこまでやるのかということとは当然あるわけでしょうけれども、その検討と対応策というところまで、そこまで当然やるのだらうと思います。そのあたりのところでここでまず1のハードルがあって、その対応策にかかわることも、別添の1の実施に当たって必要となる環境社会配慮への対応策の実施ということも、この……

原科委員長 対応策の実施という文言がありませんけど。

宮崎委員 それはありませんけれども、大体「環境社会影響を検討し」ということは、そのあたりが入るんじゃないかなと私は思ったんです。

原科委員長 それであれば、そうですね。ちょっと気になったのはそこなんです。だから、場合によってはこういうこともありますね。今おっしゃったことを引き継ぎまして、今の部分で「調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施さ

れる場合の環境社会影響を検討し、環境社会影響及びその対応策を」というのを入れればいいのかもしいですね。

宮崎委員 確かに、そこを入れていただければ、もっとはっきりすると思います。おっしゃるとおりです。

原科委員長 そのぐらいの修正でどうでしょうか。「環境社会影響及びその対応策を」というふうにすれば整合しないですか。どうでしょう、清水部長、そのぐらいの修正ならいいでしょう。

清水産業技術部長 今のは2ページの……。

原科委員長 2ページの下から2つ目のポツです。環境社会影響及びその対応策。そんなことでどうでしょうかね。満田さんどうですか、それじゃ十分じゃないですか。

満田委員 岡崎委員は自明なことというふうにおっしゃって、それは自明なのかもしれないんですが、私はガイドラインではかなり内容とか原則的なことは、たとえ自明であってもきちり書くべきだと思っております。今この公募要領の中に、あるいは別紙2の3行から4行にかけて書いてあることは、内容的にはかなり本質的で、たとえ自明なことであったとしてもやはり本文中に書くたぐいのことかなと思っております。これは、提案者、よくガイドラインの議論なんかで、要は事業の提案者なり事業の実施者があらかじめ、大体どういう内容が各段階であるのかということの予測可能性といいますが、をクリアにするという意味でも、あるいは前もって、何というんでしょうか、知らしめるといいますが、そういう意味から言っても、やはりここは公募要領に書いてあったとしても改めて書くべきであると思ひまして。

原科委員長 基本的な考え方ということですね。

満田委員 ええ。別紙2ではなくてやはり本文中に書く。

原科委員長 むしろ基本方針に書いた方がいいということになるかな。きちんと対応策ができないものは最初から対応しないというんだったら。

岡崎委員 よろしいですか。

原科委員長 はい、どうぞ岡崎委員。

岡崎委員 提案者は恐らく環境社会配慮が不十分だとか、これは環境社会に悪影響を及ぼすとか、そう思って案件を応募してくる人はまずいないと思うんですね。しかし、それをジェット口側の検討に委ねる、あるいは審査専門委員会での検討に委ねる。ここは提案者の手が及ばないところでジェット口側の判断、委員会での判断に委ねられるということが担保されているわけですので、そこまで提案者に対して書かなくても、私は今の時代に、これは環境社会配慮へ

の対応策が困難ですけど、ぜひやってくださいとか、あるいは環境社会に悪影響を与える案件だけれども自分たちでやりたいんだというような案件を応募してくるような企業は、そもそも存在しないだろうと思います。仮にあったとしても、それは3回の検討を経るわけです。

原科委員長 あったとしてもそれは気がつかなかった、意図的でなくて非意図的ということはありませんね。

岡崎委員 はい。ですから、そこはジェット口側の審査と委員会での審査に委ねられるわけですから、十分そういった案件が、仮に気がつかなかったとしても、もしジェット口側の目から見ると、あるいは審査会の目から見ると問題だという案件があれば、それははねられるわけですから、十分今の記述でもいいのではないのでしょうか。あまりこだわりはないんですが。

原科委員長 はい、どうぞ、満田委員。

満田委員 ちょっと固執していて申しわけないんですが、だとしたら、なおさら、審査・採択段階としてジェット口側のやるべきこととして、この同じ文言を加えられるべきなんじゃないかなと思うかと思いました。というのは、この記述要領においてはやはり申請者に対する留意事項の1つということになっていますので、ジェット口としてはこういうのが採択しないんだよという姿勢を示すのであれば、審査・採択段階の基準だと思います。

岡崎委員 すいません、1点。言い合いをするつもりはないんですが、要するに応募する人はそうは思っていないわけですよ。ですけど、そこはジェット口側の、その応募者のみずからの検討結果についてジェット口が審査するんだということが書いてあるわけですから、そこは十分に確保されているんだろうと思います。

原科委員長 だから、そういう意味で。

岡崎委員 ですから、先ほど委員長が言われたところを書き加えるのは、私は賛成なんですが、そこはジェット口側のご判断に。

原科委員長 今おっしゃったように、そのことは審査すればわかりますから。対応策がなかったらだめですよと言っているんだから、こちらに審査しましょうということを書いておけばいいと思うんですけども。そんな対応じゃだめですか。だから、環境社会影響及びその対応策を検討すると書いてもらえれば、ここで検討するんだから、書くときそういうものは配慮しなさいと。だめですか。

満田委員 皆さんがそれでいいとおっしゃるんだったら結構です。

原科委員長 じゃ清水部長、そんなことでいいですか。

清水産業技術部長 いや、あのですね。すみません、長引かせるつもりはないのですが、

「そもそも受け付けません」ということを書くのは、やはり「事業の中でどう環境社会配慮をするのか」ということとなじまないのです。どう書いてもガイドラインにはなじまないで、それをどこにどのように書くかということだと思います。今のお話ですと、環境社会影響及び対応策を・・・。

原科委員長 及びその対応策を検討しという。

清水産業技術部長 「対応策を検討し・・・」ということですか。

原科委員長 そうすると、今岡崎委員のおっしゃったようなことになると思うんですね。応募者はちゃんとやってもらうんだけど、その後の確認は当然ジェット口でやるのでということがわかるといいますから。対応関係がわかるんじゃないですか。そういう審査が待っているんだからちゃんとやれと。

清水産業技術部長 スクリーニングの段階で対応策まで細かく書いているか、ということだと思います。つまり、「こういう環境社会影響があります」と書いてある提案を我々はチェックをしているのです。

原科委員長 ああ対応策は書いてこない。

清水産業技術部長 ええ。つまり、ここまで大きい案件だとこれは無理だ、この程度であればまあ常識的にきちんと対応策、つまり環境社会配慮をどうやるのかということを書ける、と見ていくわけです。しかし、対応策は、この段階では書いてないはずなのです。

事務局（藤崎） 以前の議論で、対応策まで入っていて、それを落としたのでなかったでしたっけ。たしか事務局の原案には対応策って入っていたんですよ。それで、そんなことできますかと委員会で議論をして、それで落としたという、私記憶があるんだけど。

原科委員長 文言を。

事務局（藤崎） ええ。

原科委員長 そうしたら、ここは要らない。付け加えるのはおかしくなったりしますね、前と。じゃ今の私の提案は引っ込めます。

そうすると、さてどうしましょう。高梨委員。

高梨委員 ほんとは提案する側に対して、申請書にこういうのがぼろっと書いてあるのはほんとは問題なんですよ。受け付けないというふうに書いてあるのはせっかくガイドラインを審査しているんだから、ほんとは申請書にも入れない方が我々としてはハッピーなんですけれどもね。もともと民間の提案を大いにエンカレッジして提案をしてくださいと。ただし、そこで審査としてはチェックをしますよということ十分でないかというような気がするんですよ。

ね。それを要綱の方でぼろっと受け付けないので留意しろよということがちょっと混乱を招いているような、個人的に感じがするんですけどもね。そういう面では、審査段階ではしっかりそういうことも含めて、審査するということは結局落とすということもあるということだと思うので、それはもう含まれているだというふうな気がしますがそれでもね。

以上です。

原科委員長 ただ、さっき私引っ込みましたけど、及びその対応策というのは必ずしも提案しなくたって審査側が対応策を確認してもいいんですよ。そういう意味では及びその対応策を残してもいいかもしれません。

どうぞ、村山委員。

村山委員 ちょっと途中から参加したので的を得た発言ができるかわからないんですが、別紙の2の方の記述については、私はある意味で提案者側に対する注意喚起という側面があるような気がして、恐らくガイドライン全体というよりは別紙の2だけ見て提案されるかもしれないので、それはそれでここあってもいいような気がします。ただ、今の書き方は非常に強くて、対策が困難な案件の応募という、これはかなり断定的に書いておられて、果たして申請段階でここまで言えるものがどれだけあるかと、逆にそういう感じもするので、例えばちょっと和らげて、困難と判断される案件というような方がいいのかなというふうに思います。ただ、だからといって別紙2だけにあっていいかというのと、何となくそうも思えなくて、ある意味でこれはスクリーニングの1つをやろうとしていると思うんですが、これまでの議論ではあくまでもすそ切りだけをやるということだったと思います。影響が明らかでないというものについてははじくというお話があったんですけども、逆のアップーレベルについてはじくという話は実は余りやっていなくて、これは何かそれを言っているような気がするんですね。そういう意味ではかなり新しい話なので、多分満田委員も松本委員も、こだわっておられるような気がするんですが、そのあたりは多分それは本文に書く話だろうと思います。ただ、それについてかなり詳しく書くのはちょっとなかなかできない。じゃどういうレベルがアップーになるかというのはまだ全然議論していないと思うので、そういう意味では、例えば(1)のどこかに環境社会影響が明確であると判断される場合には、そういった要素も審査の段階で考慮するとか、それぐらいなのかなと思います。ちょっとよくわからないですけども、今のところ明らかに影響がないものをはじくというのが入っていますけれども、その影響、レベルが考慮できるんだったらそれも審査に反映するという話は書いていなかったと思います。

以上です。

原科委員長 そうしますと、対応したものを一部入れた方がいいということですか。さっきのところでは表現は。

村山委員 そうですね。だから別紙の2の表現は一部修正して入れておいた方がいいと思います。

原科委員長 と判断されると。その和らげるという点はどうでしょう、表現。困難と判断される、困難なものである、困難と判断される。別紙2の表現ですね。

清水産業技術部長 ここはもともと今の提案要領の文章をこのまま引っ張ってきております。「以下のような提案のご応募はご遠慮ください」として、「環境社会配慮の実施が困難な案件」とあるものですから、それをそのまま引用しています。ですから、この表現を「そう判断とされる」といった文章にすることは別にできないわけではなく、公募要領も含めて直すことも可能だと思います。しかし、もともとのお話に戻りまして、村山委員からご指摘があったようにアッパーリミットを決められるのかという点については、難しいと思っています。これは先ほど松本委員のご質問にも答えましたが、定量的に何人の移動がある案件はだめですとか、こういうプロジェクトはだめです、と、数字で決められないと考えるからです。それは調査をやって初めて分かるのかと思います。以前、松本委員がおっしゃったように、「調査をやったら、やはりこれはやめるべきプロジェクトでしたというのが分かる、という調査もあってしかるべきだ」というお話がありましたように、調査をやってみて分かるのだと思います。それを最初の段階から我々が排除はできないと思います。従って、常識的にこれはもう絶対無理だから応募は遠慮してください、として排除していくのだと考えます。

つまり、「こういう提案でございます」と提案者が言ってきた提案で、「これならやれるでしょう」と判断できるものは調査をやっていただくということです。その結果として、「やはりこれでは次の段階には進めない」というお話も出てくるものだと思います。従って、この段階で「こういう提案ははじくものである」と一生懸命ここに書いても、余り本質的には役に立たないのではないかと我々は考える次第でございます。

原科委員長 松本委員。

松本委員 今のところなんです、新しい別紙2ですが、応募を受け付けないというのが実はちょっとよくわからなかったんですね。つまり受理しないというふうにこれだと読み取れるんですが、審査ではじくという意味とは違うのかどうか。これは今さらですが、ちょっと確認したいことです。

それから、これは多分前々に神崎委員から出てきて、きょう満田委員からお話があったのは、

つまり公募要綱には書かれているのでこちらに書いたらどうでしょうかという議論から発していると思うんですね。なので、最大可能なのは今満田委員が指摘された2の調査手続き及び方法の(1)審査・採択段階で、審査基準について、はじくものについては公募要綱に定めると。本当はそれは、私は一番最初から本文にちゃんと書いてほしいと言ってきたことで、今さら言うのは矛盾するんですが、例えば公募要領にこういうものは環境社会面で受け付けない、あるいは審査で落ちるんだというようなことを、ガイドラインには具体的に明示しないでもいいですから、公募要領のところに定めるといようなことを書くことはせめてどうでしょうかというのがもう1つです。

高梨委員 そうすると、その基準をまた別途議論するんですか。

松本委員 そこは公募要領に、公募要領は結構厳しく書いているんですよ。

原科委員長 受け付けないと書いてあるので、同じ文章を最初のところのポチで加えてもいいかもしれないですね。審査・採択段階の1番の1ポチを加えて、プロジェクト実施に当たって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件は受け付けないとか、そういう表現を入れておいていいんじゃないですか。こっちで、本文に。それに対応してこの要領が書かれているんだと。だから要領を書く根拠がないとおかしいかもわからない。

どうですか。高梨委員。

高梨委員 ただ、そうなるとやっぱりどういう場合が対応困難かというのは応募する側では必ず聞いてくると思いますね。私もそう思いますね。対応困難と、どういう場合を対応困難なのか。そのディフィニションか何かでね。

松本委員 でも、これまで、私が清水部長の発言を引用するのも変ですが、例えば3カ月ぐらいしかない中で、これは要するに1年ぐらいやれば、あるいは2年やればできるかもしれないけど、やっぱり3カ月ではとても対応できないというのは、それは結構一番ジェット口調査の場合は大きいような気がするんですけどもね。そういう話は清水部長もよくやられていましたけれども。それは公募要綱に書かれていることだと思うんですけどもね。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 2点あります。1つ目の、「受け付けない」という表現は確かに公募要領との関係で言うと少しきつい表現です。今の公募要領では「遠慮してください」という書き方をしています。「受け付けない」のではなくて「出してくれるな」という表現をしています。そういう意味で、審査しているのかと言われると、審査する前に、「提案をご遠慮ください」

という言い方をしています。実際にどういうことが起きるか考えると、多分提出いただいても、「これはちょっと無理です」としてお引き取りいただくことになるのだと思います、しかし、そういう案件はこれまでにはなかったと思います。

それから、2つ目の、「公募要領に書いています」という表現をガイドラインに書くかどうかというのは、これは皆様のご意見をいただきたいと思いますが、それを書き出すと、いろいろな項目は全部公募要領に書いてあるので、ありとあらゆる箇所でそれを書かざるを得なくなり、全体の構造がゆがむのではという気がいたします。

原科委員長 遠慮してくださいというのがいいんじゃないですか。そうしたら今の議論はなくなるんじゃないですか。公募側の判断だから。対応策の実施やこんな案件の応募はご遠慮くださいぐらいにしておいた方が良いでしょう。そうするとこれは応募する側の判断でしょう。こっちで受け付けられてやっちゃうから、受け付けない基準は何なのかと基本的に考えなきゃならない。ご遠慮くださいだったら、これは応募する側の判断なんだから。そうしてあとはさっきの審査プロセスの中でチェックしているわけですからね。受け付けないというんだから入口のところで受理する、しないの判断はあると思いますよ、こういう表現は、だからご遠慮くださいという表現に戻した方が今の話はなくなるんじゃないかと。

はい、どうぞ。

満田委員 今回の議論を踏まえまして、本文に書くべしというのはやはり相当難しいことなのかなと思ひまして、別紙2の今の表現であれば、私としてはいいかと思ひます。

原科委員長 そこまで後退するよりいいと。わかりました。

では、元へ戻ります。では、これはそういうことで納得いただいたということでまいります。

清水産業技術部長 確認ですが、受け付けないという表現で残すということですね。

満田委員 はい、今のご遠慮くださいと書くよりはよいです。

原科委員長 ご遠慮くださいという表現はご遠慮くださいですね。わかりました。

満田委員 受け付けないと別紙2であれガイドラインの本文に書く方が私はいいと思ひます。

原科委員長 じゃ今の表現の方がいいと。じゃ、それで今のは決定ですね。

清水産業技術部長 公募要領の方は、また来年度、どういう表現ぶりにするかということをお我々の方で考えてみる必要があるかもしれません。

原科委員長 よろしいですか。

それでは、あと松本委員の方から出されました提案で別紙2の、今度は新しく3になりますが、別紙3の報告書に書かれるべき内容に以下のものを追加する。1、参照した既存文献の一

覽、これはもうよろしいですね、当然。この件は。

清水産業技術部長 これは、別紙の中には我々書いておりませんが、もともと記述要領の中には書いてあります。

原科委員長 そうですね。

清水産業技術部長 これをあえてガイドラインの中に書く必要があるかどうかということだと思います。

原科委員長 書いておいた方がいいんじゃないですか。事実としてあるのなら。別紙3ですね。かかるべき内容と書いてあるならそこにリストアップした方が便利だろうと思いますよ。

清水産業技術部長 あの、よろしゅうございますか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 参考文献をつけるということは、以前にも申し上げましたが、我々は当たり前だと思っています。この公募要領の報告書作成基準の一番最後に書いてありますが、論文であれレポートであれ、当然書くはずですが、リマインドをしたということです。これを環境社会配慮ガイドラインの中にあえて書くことには、我々は少し違和感を覚えます。

原科委員長 ああそうですか。

清水産業技術部長 ええ。

原科委員長 私は書かれるものだと思っています。JICAもJBICもみんなそういうことをしてきましたから、書かれるものだと思います、それは。むしろ大変大事なことですけれども。

田中委員 よろしいですか。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 私はこの3.では、文献はだれでもそれは報告書を書く人は書くと、それはもう当然のことだと思いますので、個人的にはこっちに書いてあるのはここはいいと思うのですが、大事なものは次の実施機関との協議なんですね。協議の概要につきましても書いて出せるかどうか、これが非常に重要だと思っています。それから、次のステークホルダーそして実施機関以外のステークホルダーからの情報収集内容、この2つは、私はやはり盛り込んだ方がいいし、これがないと、実際報告書に書いてあることがどういう経過でそういう報告の結果になったかというのがわかりませんので、この2点はやはり書いていただくというのが非常に大事なことです。というふうに思った次第です。

原科委員長 そうしたら、3つとも書いてもらいましょう。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 2つ目の実施機関との協議内容については、これはガイドラインの本文の中でも書くことになっていますので、織り込み済みです。あえて別紙に書く必要もないのかなというふうに思っていますが・・。

事務局（藤崎） 書かれていますよ、別紙にも。

松本委員 結果と書かれていたんですね。

原科委員長 別紙に。

松本委員 別紙にも書かれています、協議の結果というのは書いてありますけれども。

原科委員長 別紙はそのために詳しく書いているので、当然書くべきことだと思います。別紙というのは説明を補足するわけでしょう。

清水産業技術部長 失礼しました。本文に書いてありますし、2つ目は当たり前ですね。3つ目については2つ目と同じような扱いにするということでしょうか。

松本委員 よろしいですか。

原科委員長 はい。

松本委員 新しい別紙3の7ページですね。見え消し版でいきますと、7ページの下から7行目以下にそのことが書かれていて、私はこの協議の「結果」というのが「内容」と同義であるというのであれば、これで構わないと思います。何か非常に短い、こうであったみたいなものでなくて、協議の内容が記述されているのであれば。

原科委員長 結果だけだとコンパクトになっちゃうということですね。

松本委員 内容であればいいかなというふうに思います。

原科委員長 結果という表現を内容に変えてもらいたいと。

松本委員 必要に応じて、今赤くなっていますが、このために、必要に応じてこういう場合には情報収集に努めることと。情報収集を行った場合はというもちろん条件つきですが、その内容を記述することです。もちろん行わなかった場合に記述するというふうに言っているわけではなくて、これに必要ととらえて情報収集をした場合ですね、どのようなステークホルダーから情報収集してどのような情報を得られたかということは記述した方がよいと思っています。

原科委員長 今のは内容でよろしいですね。はい、清水さん。

清水産業技術部長 今のご指摘は、別添2の7ページの下から3行目でいきますと、情報収集に努めることと、情報収集を行った場合は、情報収集内容について記述することと、こうい

うことでございますか。

松本委員 はい。この協議の結果というのは、そんな、もうちょっとちゃんとした内容ですよ。

清水産業技術部長 基本的には内容を書くのだと思います。ただし、一言一句議事録を残せという性格のものではないと思います。ここは、書き方にはそれぞれ調査された方の個性が反映されるのだとは思いますが。

原科委員長 結果という表現だとコンパクトになり過ぎるんじゃないかということですか。内容という表現の方がいいんじゃないかと。

清水産業技術部長 常識的には、一語で終わるということはあり得なくて、こういうやりとりをした結果、こういう判断をしましたということを書くことになると思いますので、松本委員のおっしゃったような趣旨かと考えます。

原科委員長 今の2つ目、3つ目はここで今の修正で満たされますね。あと、参照した既存文献の一覧、これはどういたしますか。私は必要だと思いますけれども。はい、どうぞ。

宮崎委員 私も先ほど清水部長がおっしゃったように、当然書かれるだろうというお話ですが、それでもやっぱりきちっとここで松本委員のご提案のようにこの既存文献の一覧をちゃんと書いてくださいとはっきり明示していいんじゃないかなと私は思いますけれども。

原科委員長 私も明記した方がいいと思いますね。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 はい、清水部長。

清水産業技術部長 調査報告書の記述要領では、留意事項ということで「調査の基礎データについては、出展及び入手経路を記載すること。」という表現で書いてありまして、環境社会配慮に限らず、ありとあらゆる調査の基礎データについては出展を明らかにすることになっています。これと同じ表現を環境社会配慮ガイドラインに書くということであれば、これはあり得るかと考えます。

原科委員長 文献及び基礎データ。いいですか。文献及び基礎データ。

清水産業技術部長 調査の文献及び基礎データ。

事務局（藤崎） どこの部分に入れますか。その一文をどこの部分に。清水さんが言われたみたいに全体にかかりますから。

原科委員長 じゃ、むしろ別紙じゃない方がいいのかな。基本的考え方の前の方に。調査における配慮事項ぐらいでしょうかね。1の基本的考え方の3)

どうぞ、ご提案。

松本委員 例えば、本文の方に既に実施機関との協議内容の記述について書かれていますし、今の議論からいけば情報収集をした場合、ステークホルダーからの情報の内容も記述するというのを本文に書いてもいいぐらいの内容であれば、本文のポツを1つふやして、調査実施段階のポツを1つふやして、今清水部長が読み上げられた点をこの調査実施段階の1つに中黒を入れて記入してはどうでしょうか。

原科委員長 今のところはステークホルダーからの情報収集等という2ページの真ん中辺の3)の ですが、その表現では協議の結果を記述する表現になっています。それと同じような言葉をさっきのところで使ったような感じでありますね。協議の内容、ここも内容にしないとおかしいのかな。どうでしょう。

事務局（藤崎） 協議の結果で落ち着いたんじゃないかなって感じでしょうか。

原科委員長 だけど、これがさっきの表現、結果を内容に直すのであればです。

松本委員 趣旨が同じであれば結果という表現でもいいですけど、趣旨としてはそうですね。

原科委員長 1項目を起こすとすると……

事務局（藤崎） 調査実施段階。

松本委員 そうですね。3ページの調査実施段階に1つポツをふやして今の清水部長が読み上げられたところによるというのはいかがでしょうか。

原科委員長 場所はどこでしょうか。具体的には。

松本委員 審査の前ですよ。最後の2つのポツが審査。

原科委員長 調査実施方法の最後。4つ目。調査実施方法は3つポツがありますから、4つ目に入れると。審査の前ですね、審査のところには2項目ありますから、そこに入れると。

清水産業技術部長 つまり3ページの一番下。

原科委員長 文章は。

清水産業技術部長 調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記載すること。

原科委員長 それを入れましょうか。じゃそういたします。じゃそれで決定です。

あと、階層の表現が……

松本委員 質問を1つよろしいですか。

原科委員長 はい。

松本委員 別紙3ですね、7ページの下から2行目の「なお、その際」というのがあるんで

すけど、これはどの際なのかを教えてくださいたいんですけども。読んでいくと、直前の段落を指しているのか、「なお、その際」というのはどの際でしょうか。

清水産業技術部長 これは分けました。項目としては直前の項目にかからないように、並列で書いたつもりです。つまり、それぞれのタイトルの下に幾つかの項目が並ぶものについては同列で書いてあります。

原科委員長 段落が切れているから同列ということですね。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 よろしいですか。

清水産業技術部長 委員長、すみません。よろしゅうございますか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 先ほどの文献を書くところですが、主語を入れさせていただいた方がよろしいかと思ひまして、「調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出展及び入手経路を記載すること」とさせていただきます。

原科委員長 そうですね。では、そのようにさせていただきます。

あと、階層の表現はどうでしょうか。

田中委員 ジェトロの皆さんがその方式になっているのであれば、それで。松本さんのご意見で良いと思います。

岡崎委員 委員長、1点だけ。

原科委員長 はい、岡崎委員どうぞ。

岡崎委員 先ほど冒頭に清水部長が解説になられて読んで気がついたことですが、2ページの調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲ということで、従ってジェトロ調査では次の段階で行う環境アセスメントのスクーピングの準備としてと書いてあるんですけども、私はぱっと読むと、ジェトロ調査で環境アセスメントが行われるように読めるんですね。これは主語を要するに能動的に書くか受動的に書くかの違いだと思うんですけど、ここは環境アセスメントを行うのはジェトロじゃないので、「行われる」と改めていただきたらと思います。

原科委員長 そうですね。じゃそういたしましょう。

よろしいでしょうか。今のご意見、2ページ目の2)調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲という項目、2行目ですね、「ジェトロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスクーピング」。よろしいですね。

じゃ、そういたします。それでは、修正してください。

ほかにございますでしょうか。田中委員、どうぞ。

田中委員 2点ございます。まず1点目は言葉なんですけれども、今岡崎委員がお話しされた次のパラグラフ、3)の調査における配慮事項のですね。ここに「調査の実施者は、当該案件の必要性、優位性を明らかにするために」という言葉があるんですが、これは調査して、もしかしたら優位性がこのままじゃまずいので、こういうふうにしないと優位にならないという書き方だって出てくるはずなんです。ですから、ここは「明らかにするために」ではなくて「検討するために」こういうことをやって結果をまとめるという書きの方が、透明性を確保しながらやるということが書いてありますので、その方がよろしいのではないかと思った次第です。

原科委員長 今のご意見どうでしょう。明らかにするというと一つの方向が出てくるということですね。両方向あり得るので「検討」という表現の方がいいんじゃないかということです。よろしいですか。

田中委員 当然、応募者の方はそれは明らかにしたいということで書いてこられると思いますので、ガイドライン上はやはり「検討する」ということの方が。

原科委員長 さっきのCode of Conductです。predeterminedではだめですよ。最初に答えありきでないから両方あり得ると、答えは、イエス・ノーあり得るから。じゃ「検討」にいたしましょうか。

田中委員 これと同じ言葉がやはり次の3ページの下から8行目にも、「当該案件の必要性、優位性を明らかな」ここはやはり検討するという言葉がよろしいかなと思いました。

原科委員長 「検討する」と。じゃこの2カ所を「検討する」に修正いたします。よろしいでしょうか。

田中委員 それから同様に、7ページなんですけれども、地球環境・プラント活性のところなんです、1.のここに背景・必要性というのがございますけれども、ここにはこのように書いてあります。「本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと」と。ここの部分も先ほどの絡みで言いますと、必要性・優位性を検討するためにできるだけ定量的なデータ分析などを踏まえ、結果を示すこと」と。「明確に示す」じゃなくて「その結果を示す」という方がよろしいんじゃないでしょうか。同じような表現はほかのページにも、8ページにも1.にございます。

なぜこういうことを申し上げたかと言いますと、私どもJICAの開発調査でも、1年半も

かけてフィジビリティスタディをやった後に、その必要性に関する需要がどうなのかという議論がまた起こるぐらいの、それぐらいなかなかこの辺の判断というのは難しいと思いますので、ガイドラインではやはりこういった書き方、私が申し上げましたような書きの方が、透明性を高める意味では重要ではないかと思った次第であります。

原科委員長 今の文章はどうなりますか。もう一遍言ってください。

田中委員 「優位性が第三者に対して明らかなように」を取って、「優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示す」の「明確」を取って、「結果を示すこと」と。

原科委員長 「その結果を示す」ね。

田中委員 はい。そういうふうにしたらいかがでしょうか。

原科委員長 通して読みますと、「プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ、その結果を示すこと」。よろしいでしょうか。

では、そのように修正していただきます。

あとの箇所は。

田中委員 それから、もう1点は、これは既にご議論あったのかもしれませんが、私は欠席しておりましたのでわかりませんが、まず1ページ、この一番下のパラグラフです。

原科委員長 1ページの一番下ですね。

田中委員 ええ。 と丸がついている 番目、情報公開のところ。ここに「ジェット口は、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する」と。既にご議論があったかもしれませんが、この原則というのは非常に微妙な言葉で、既に最後の方にもジェット口は、6ページでしょうか、失礼しました、4ページです。4ページの(5)に調査報告書の公開ということで、ここにも「原則」が2つ入っておりますけれども、もう既にビジネスライブラリーと国会図書館に配架することをされているなら、これは原則というふうにもむしろ書かない方がいいのかなと。それから、要約はもうホームページの方に出すということであれば、原則は取った方がいいんじゃないかなと思った次第です。

ちなみに、JICAの場合のガイドラインではどう書かれているかと申しますと、JICAのガイドラインの4ページなのですが、そこに重要事項の6、情報公開を行うというところがございます。ここでは、JICAは「説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国政府の協力のもと、積極的に行う」と書いてあるんですね。なお、原則というのが情報公開に1点だけございます。それはガイド

ラインの6ページなんですけれども、環境社会配慮のプロセスの2のポツの1、情報公開というところの部分にございまして、1番ですね、ごめんなさい。1番にプロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は相手国政府が主体的に行うことを原則として。この相手国政府が主体的に行うというのを原則と書いてあって、JICAは協力事業に相手国政府を支援すると書いてあります。これは、原則が相手国にかかった理由は、相手国が主体的とはいいいながらなかなかできない場合もありますので、それは原則という言葉が入っているのだと思うんですね。これはJICAとしては最善を尽くしますけれども。

原科委員長 積極的に行うということですね。

田中委員 JICAの方は積極的に行うということを書いておりますので、このジェットロの皆様方のガイドラインのところでのこの原則という言葉が余り入らない方が、もし公開するのがもうできるのであれば、公開するというふうに書かれた方がよろしいのではないかと思います。

原科委員長 JICAに比べると随分消極的な印象を受けるということですか。

田中委員 そうですね。積極的とまでは書けないのであれば、原則は取った方がよろしいかなと思ったのですけど、やるのであればですね。

原科委員長 やるとなれば、原則としてというのはなくてもいいと。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 どうぞ。

清水産業技術部長 著作権者が経産省なので、我々は公開に際し一つ一つ許可を取ります。ノーと言われたら公開出来ないものですから、原則としてと書かせていただいております。実際に、公開していないものもございます。

田中委員 ただ、その場合は、どうなのでしょう、公開とか情報公開、透明性をもってやるといった場合に、きょうは経産省の方がいらっしゃっていないので、なかなかその辺は難しいかもしれませんが、ここの委員会の場ではそういう議論をして、原則じゃなくて公開するというので、議論にはならないのでしょうか。

事務局（藤崎） 田中さん、実はこれはずっと何回も議論いたしまして、委員会としての提言においては情報公開を求める。ただ、ガイドライン、これはジェットロがやらなければいけないことで、しかしそれは制約があるわけですね。しかも3つプロジェクトがございまして、地球環境と石油ともう一つ民活ですか、がありまして、それぞれにまた微妙に違う部分があるんですね。そもそも何というんでしょうか、要は著作権者は経済産業省なものですから、ジェットロとして主体的になかなかそれを無視して公開しますというわけにはいかない。苦肉の策でこ

ういった形にしてあります。パブリックコメントが終わったあとにまた委員会を開きますけれども、そのときはそういったものを含めて委員会としてご議論いただいて、それを例えば経済産業省に対して意見をされるということであれば、それは委員会としてやっていただく、ということに一応落ち着いてきたんです。

田中委員 ありがとうございます。わかりました。

原科委員長 よろしいでしょうか。

じゃ村山委員、どうぞ。

村山委員 ちょっと時間が過ぎているので恐縮なんですけど、前回の議論で審査専門委員会と諮問委員会との関係は一応整理をされたと思っています。ただ、せっかくジェットロの中に関係する2つのグループがあって、全く関連がないというのもちょっとやっぱり何かうまい方法はないかなと思っているんですね。確かに審査段階とか実施段階でかかわるといのは難しいとしても、報告書が出た後に諮問委員会が関わって、その結果が審査専門委員会に伝わると、そういう仕組みはあってもいいような気がするんですね。確かに、その年度の中でフィードバックがかからなくても、次の段階で今後の議論に何か参考になるようなことが出てくるかもしれないと思っています。そういう意味で、第 部の中に何かそういったものが表現できるようなものがあってもいいんじゃないかと思っています。ちょっと具体的に、じゃどういうふうにするのかという文言は整理できていないんですが。

事務局（藤崎） 村山先生、きょうご提案をさせていただいているものの2ページにですね。

村山委員 入っていますか。

事務局（藤崎） ええ、それで、どういう形になるかといいますと、今想定されていますのは、私どもの総務担当理事から諮問委員会に対して諮問がなされます。それに対してお答えいただいて、それはもう議事録から何から公開されるものでございますので、それを例えばさまざまな形で利用させていただくということになるんじゃないかと思います。

村山委員 わかりました。そういうご協議をいただいているということですね。

原科委員長 これですか。私はもう1行ぐらい書いた方がいいかなと思いました。ご意見いただいて。

村山委員 1. の(3)の一番最後ですよ。

原科委員長 ええ、2ページ、(3)の最後ね。

村山委員 できればここに。

原科委員長 「諮問委員会に報告し、専門的な立場からアドバイスを求める」もう1行書い

た方がいいということでしょう。

村山委員 そうですね、例えば。

原科委員長 そのために、何だっけ、この審査専門委員会との情報交流を図るとかね。

村山委員 直接会って話をするとまではいかないと思いますが、何かそういう諮問委員会の情報がうまく伝わる仕組みが。

原科委員長 情報交流を図るという表現。情報交流にはいろんなやり方がありますからね。そういう1行をちょっと入れた方がいいですね。今のことであれば、これではそう読めないですよ。

事務局（藤崎） 必ずしも諮問委員会にだけ情報を流すというわけじゃなくて、その結果については広く活用させていただくということなんですけどね。

原科委員長 だから、それに加えて、今審査専門委員会との意思疎通を円滑にしてもらいたいのであれば、そのことを1行加えて書いておくといいんじゃないですか。「ジェットロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、専門的な立場からアドバイスを求める。さらにそのために諮問委員会と審査専門委員会の情報交流を図ることとする」そんな感じの文章を入れたらどうですか。

松本委員 終わってしまった後で専門的な立場からのアドバイスって、何を求めるのかなとちょっと思いながら読んでいたんですが、ここは例えばもしその次のステップが一番重要であれば、「その結果を審査諮問委員会に報告し」の後ですね、それがその後の事業、審査に役立てるように努めるとか、何かそういうようなことによって、暗に次の審査プロセスにこの経験が生かされるというふうにしたら、今の村山委員のご趣旨に合うのかなとちょっと思ったんですが。審査委員会に限定せず、今後の審査にそれを役立てるようにするという。しかも主語はジェットロですよ。そういうような形で書いたらどうかと、もしそれでよろしいのであれば。

事務局（藤崎） 専門的な立場からのアドバイスということで想定していますのは、例えば個々の案件がございますね。それは次の段階があるというのがここで前提ですから、そうすると次の段階にやる場合にどうすべきであるというコメントというのがありましたら、それは伝えられるということですね、1つには。もちろんその審査プロセスに何というんでしょうか、フィードバックされるということは当然あり得ると思いますね。

村山委員 そういう意味では2つ意味があるということですね。

事務局（藤崎） そうですね。あとは、今度は仕組みそのものに対しても恐らくコメントはあり得るでしょうし。

村山委員 その年度に行った調査の次のステップに対するアドバイスと、次の年度の審査実施に関するアドバイス。

事務局（藤崎） そうですね。

村山委員 ただ、後者についてはかなり一般的だと思いますけれども、でもあるような気もするので。

原科委員長 いや、それは、言葉を確定しないと、これはこのままになります。言葉をきちんと書かないと。

そうすると、環境社会配慮を制度の何とかと。

事務局（藤崎） そうしましたら、こちらから諮問委員会に報告をしてアドバイスを求めるわけですね。それで、諮問委員会からの答申結果は、何というんでしょうか、当該案件ですか、さらには次年度の審査に反映される、フィードバックされるとかですね、そんな言葉になりますか。

清水産業技術部長 よろしいですか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 私はそこまで書くと少しミスリーディングだと思っています。第 部の書き方も諮問委員会を開催して事業の実施状況を報告し、ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドラインの見直し等について専門的立場からアドバイスを求める、と書いてあります。第 部についても、ガイドラインをどのように動かしていくのかということに対してアドバイスをいただければ、ここは「ジェットロが」という主語でアドバイスを求めていますので、そのアドバイスを審査の中に反映するというメカニズムは確保されていると私は考えています。

逆に、あまり細かく審査委員会の中に反映をするなどと書き始めると、具体的にどうするのが私はイメージとしてよくわかりません。むしろ、一般的にこのガイドラインを守っていくためにはどうするのかということへのフィードバックをきちんとやっていくということだと考えます。特に、案件ごとに当然中身が違います。前年度実施した結果がそのままストレートに次年度の個別案件の審査にはね返るわけではありませんから、全般的にこの案件形成調査をどう動かしていくのかというアドバイスを頂き、次のステップに広く生かすのだと思います。従って、余り限定的な書き方をするとかえってミスリーディングになると考えます。

原科委員長 そうすると、この環境社会配慮制度の運用に関して、専門的な立場から、そんなものじゃないですか。何もかかない方がいいということですか。

清水産業技術部長 そこは第 部とのずれが出てきてしまうと思っています。第 部に書い

である一般的な本ガイドラインの遵守という中に、十分読み込まれているのではないかと考えます。

原科委員長 明記しないでよろしいですか。「報告し、審査及びガイドラインの遵守に関して」と、何かそんな文言は要らないですか。

吉田委員どうぞ。

吉田委員 あと、これは基本的には調査実施者に対するガイドラインであって、これが決まるとジェットロ内部でそれをどう運用し運営するかという、もろもろのことは体制をつくることだと思うので、この辺はさらっとしておいた方がいいような気がするんですけども。このガイドラインの目的は調査実施者に対するというふうにおいてね。

原科委員長 さらっとしておいた方がいいというご意見ですが、岡崎委員どうぞ。

岡崎委員 これはジェットロ側に質問ですが、第 部で審査専門委員会という言葉が出てくるんですね。ここは検討結果の適否、すなわちジェットロの検討結果について有識者による審査専門委員会でそれが妥当かどうかということ審査すると。ですから個別案件についてはそういうプロセスがあるわけですね。私が伺いたいのは、この審査専門委員会というのは、案件の採択のところだけでもう役割が終わりなのか、終わった後またこの委員会が登場するのか、そこはいかがでしょうか。

事務局（藤崎） 登場しません。入札プロセスだけです。

岡崎委員 だけですか。入札プロセスでも検討結果の適否を審査する、すなわちジェットロがこの案件を民間企業の応募にかけようということについての専門的な観点からのアドバイスはいただくわけですね。それでおしまい。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 今、ご意見両方いただきましたが、どういたしましょう。「諮問委員会に報告し、専門的な立場からアドバイスを求める」この表現でよろしいというのと、もう少し具体的に書いた方がいいんじゃないかというご意見、両方ございます。

事務局（藤崎） これはやってみないとわからない部分がありまして、恐らく余り限定的に書くと、かえって運用が難しくなるのでは、と思います。これから私どもが内部的にどういった形でやっていくのかというのを決めていきますから、余り限定しない方がいいのではないかと私自身は思います。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 私自身もどこまでアドバイスができるかはやってみないとわからないというのは

同感ですけれども、ただ、基本的な趣旨としてはやはり2つのグループの意見交換とか情報交換はあった方がいいのではないかと。ですから、アドバイスの中に審査専門委員会向けの意見とかアドバイスも多分入ってくるように思いますので、そこは趣旨としては共有されたということであればいいと思います。できれば、限定しないということであれば、今後の案件形成であるとか、次年度の審査を含めたアドバイスという言葉も可能だと思いますので、そういうことで了解が得られればいいんですけども、難しければもう結構です。

原科委員長 どうしますかね。

松本委員 私は多少イメージをここに書いておいた方がいいと思いますね。例えばJICAのときも審査会で議論をして、でも実際審査会が動き出すと何のためにこの審査会があるんだろうと。そこはこの議論を知らない人たちが審査会の委員をやっているから、そういうふうになんていっていきなるとか、そこはだんだんになっていくと思うんですね。ですから、この初期の段階でこの諮問委員会にどのようなことを期待しているのかというイメージをもしここで共通のものがあるのならば、ある程度そこには書いておいた方が、いずれこの諮問委員会になられる方がこの議論をわかっていますので、そういうような村山委員のおっしゃったようなことを、簡潔な方法、しかもそれだけに特定しないような形で書いておいた方がいいとは私も思いますけれども。

清水産業技術部長 今回の村山委員のアイデアを使わせていただくと、例えば「ジェット口は、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降の案件形成調査事業に対する専門的な立場からのアドバイスを求める」といった表現でしょうか。

村山委員 「次年度以降の案件形成調査を含めた」。

清水産業技術部長 「含めた」ですか。

原科委員長 「案件形成調査等」か。何とか「等」なのかね。ぼやっとはしたいんだけど、ちょっと具体的に書いた方がいいということですね。

清水産業技術部長 「調査等」というと何がありますでしょうか。第 部は案件形成調査事業そのものですから。

村山委員 ですから、さっき藤崎さんがおっしゃった、その案件の次の段階へのアドバイスというのがありますよね。

清水産業技術部長 私は案件形成事業と申し上げたのは、次の年のさまざまな案件の選定プロセスという意味で申し上げましたが、それですべて含まれるのかと思います。

原科委員長 まあ、でもガイドライン重視の話もあるから、「等」で入れてもいいのかな。「次年度以降の案件形成調査等」なんですね、等に関して専門的な立場から。

清水産業技術部長 もしくは、「事業」かもしれないですね。

原科委員長 案件形成事業等に関して。何か「等」にしておかないと、逆に限定し過ぎちゃってまずいかもしれないね。最近、アバウトにした方がいいという議論ありますから。

高梨委員 今の次年度以降の調査というよりも審査じゃないですかね。審査の際に。調査というのは実質するのは民間の方なので。

原科委員長 あるいは「本制度の運用」とか、「次年度以降の本制度の運用等に関し」ぐらいにぼやかした方がいいんじゃないですか。本制度の運用。

松本委員 そうすると、当初の村山委員のからは少し離れるような気がしますけれども。

村山委員 共有できればそれで結構ですが。

原科委員長 いや、表現を確定しないとうまくいかないですよ。

清水産業技術部長 「次年度以降の事業に対し」ではだめですか。もしくは「事業等」と入るかもしれませんが、それでよろしいですか。「次年度以降の事業等」。

事務局（藤崎）それでよろしいですか。「次年度以降の事業等」。

原科委員長 事業の審査。

松本委員 審査の実施ですか、もし審査を入れるならね。

原科委員長 審査の実施。どっちがいいのかな。事業がいいのかな。

村山委員 審査も大事だと思いますけど、恐らく審査の内容というのは余り多分わからなくて、むしろ報告書の内容が、実施された結果が出てきているわけですから、それに対して何か文言を入れるかということだと思います。

原科委員長 じゃ、次年度以降の事業等がいいのかな。じゃそうしましょうか。どうでしょう。「次年度以降の事業等に関して専門的な立場からアドバイスを求める」と。そんなところでいかがでしょう。

清水産業技術部長 案件形成調査事業と書いた方が・・・。

原科委員長 入れた方がいいですか。「次年度以降の案件形成調査事業等に関して専門的な立場からアドバイスを求める」。

松本委員 大元からいくとジェットロ調査ですね。「次年度以降のジェットロ調査」。

原科委員長 「ジェットロ調査等に関して」。

清水産業技術部長 逆に「等」と入れると・・・。

原科委員長 「等」は要らない。「次年度以降のジェットロ調査に関して」としますか。

清水産業技術部長 わかりやすいと思います。

原科委員長 どうですか。「次年度以降のジェットロ調査に関して専門的な立場から」。

松本委員 ちょっと抵抗あるかもしれませんが、「ジェットロ調査の審査実施等」、そっちに「等」を入れた方がいいかなと思いますけれどもね。

清水産業技術部長 次年度以降も入るのではないかと思います。

原科委員長 「次年度以降のジェットロ調査の審査実施等に関して専門的な立場からアドバイスを求める」。

事務局（藤崎） 「ジェットロ調査」の方がいいんじゃないですか。大きく包まれるんじゃないですか。

清水産業技術部長 あえて「審査等」を入れる必要はないのではないかと思います。

原科委員長 じゃ「ジェットロ調査事業」にすればいいかな。そうするといいのかな。こういう感じでいきたいんでしょう。ジェットロ調査と周辺のセットで。

松本委員 恐らくさっき「等」を入れたものの中にあっただのはフォローアップにかかる、フォローアップではないんですけども、個々の案件の次の段階への何かコメントという意味では、ジェットロ調査は少し離れるとは思ったんですけどね。

事務局（藤崎） でもジェットロ調査等だから。

原科委員長 あるいはジェットロ調査及びその関連事項かな。

清水産業技術部長 それは広過ぎると思います。今おっしゃったフォローアップにしても、ジェットロ調査をどう見直していくのかということを経産省で調査されるわけで、いずれにしてもジェットロ調査といたらその中にすべて包含されるものだと私は思います。

松本委員 今で議事録が残りますからね。いや、こういうところで実は2年ぐらいたつと一番面倒なところで、あのとき部長だった人はこう言ったんですよ。新しい部長はまた違うことを言ったりするんですよ。

原科委員長 今経験している最中だから。清水さんはこう言っておられたといっても。

清水産業技術部長 いずれにしても、外縁はこのジェットロ調査だと思います。ここにさまざまなフォローアップなり何なりが反映されていくわけですから。ジェットロ調査といえは私はすべて含まれると理解しております。第 部の書き方も最初のところで対象はジェットロ調査ですとなっています。

原科委員長 だから、そのジェットロ調査事業といたらフォローアップを超える。

清水産業技術部長 「ジェットロ調査事業」というのは、構わないと思います。

原科委員長 事業とつけたらふくらみを感じるようになる。そういうことでいかがですか。

じゃ「次年度以降のジェットロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める」と。よろしいですか。

はい、じゃこれで決まりです。疲れますね。もう30分オーバーですが。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 すみません。前回は議論にならなかったんですけど、第 部に諮問委員会のことが書いてあって第 部にも書いてあって、第 部には諮問委員会のことが書かれていない。要するに諮問委員会がジェットロのこの貿易・投資促進事業における環境社会配慮について、ジェットロは3つの業務をやるということを書いてあるんですけど、これについては諮問委員会の関心は及ばないのかということころは、まだ私自身としては納得がいていないところなんですけど。

事務局（藤崎） あの、関心……

原科委員長 コミットメントに配慮した方がいいということですね。

岡崎委員 そうですね。

事務局（藤崎） もちろん、 部に今書いてありませんけども、当然諮問委員会の役割としてはそれは入ります。

岡崎委員 いや、つまり、 部と 部に書いてあって 部に書いてなくて藤崎さんのおっしゃったように読めるかというだけなんです。

事務局（藤崎） ですから、環境社会配慮の観点から事業の実施状況を報告し、というところからジェットロ事業、案件形成調査と特定しておりませんので、ないしはそのところに、これは第 部の2ページ目の5のところですけど、環境社会配慮の観点から事業とここに今書いてあるところを、何というんですか貿易・投資促進事業及び案件形成調査事業とただし書きをつけておく。括弧して入れておくと。そうすれば第 部にも含まれることになるのではないかと思いますけれども。

原科委員長 そういう表現しますか、じゃ。2つ目のパラグラフですね。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 環境社会配慮の観点から、これは事業のところはもっと。

事務局（藤崎） 事業と書いてあるけれども、必ずしも案件形成調査と特定しているわけではないので、その意味は第 部も第 部もかかりますよということなので、もしそれがまだ不明確であるということであれば、事業として括弧書きして貿易・投資促進事業及び案件形成調査事業としておく。

原科委員長 そうすれば明確かな。そうしましょうか。括弧で。そういう表現でよろしいでしょうか。そうすれば正確になりますね。ほんとに人が入れ替わるとわからなくなっちゃうから、なるべく書いておいた方がいいですね。じゃおっしゃるように、そのようにしてください。

ほかにございますでしょうか。田中委員どうぞ。

田中委員 これは最終案だと思いますので、1点だけ経験上申し上げます。新ガイドラインができて、私たちも2004年から施行されて、2007年になっておりますけれども、ガイドラインに書かれてあることをそのままきちんと遵守するのはなかなか実務上難しい面もございます。しかしながら、このガイドラインが適用された後、諮問委員会というのがつくられて、そこにきちんとした諮問委員の人が入られて、実際の業務がきちんと行われていくということが、このガイドラインをつくることももちろん大事ですけれども、実務上やっぱりそこが非常に重要だというふうに感じております。ですから、ぜひそのあたりは今後のパブリックコメントをもらった後、この辺の内容が変わるかもしれませんけれども、やはりきちんとした体制はやっぱりつくる、実際にやっていくと、そういうところが本当に重要だというふうに感じております。なかなか困難もございますけれども、これはととっても大事なことだと思っております。

原科委員長 どうもありがとうございます。おっしゃるとおりですね。経験者のお言葉でございます。

それでは、ほかにご意見。松本委員、どうぞ。

松本委員 中身ではなくて、改めて山田部長いらっしゃいますので、以前私質問した法的な位置づけですよね。中期計画には沿っていると、このガイドラインですね。どういうバイディングがあるのか、非常に実質的なガイドラインなのか、このあたりについては組織的にどういう位置づけなのかというのはぜひ教えていただければと思ったんですけれども。

山田総務部長 これはちょっと全体的に見なきゃいけないんですけれども、ジェット口の中の法律にあたりますのが規定なんですね。規定と内規ということなんですが、何かあって内規があるという形になるものですから、これは何かがないものですから、多分一番上に来るんじゃないかなと思っておるんです。あるいは、何らかの規定的なものを書いて、そして具体的な内容はこのとおりというふうに内規でバインドするということも考えられるのではないかと考えています。

松本委員 すなわち、このガイドラインをつくるということで、内規的に規定を改定されて、環境社会に配慮した事業を行うというような何か1行を規定の中に入れて、それを実施する内規としてこのガイドラインが存在するような形になると。

山田総務部長 そういう形にするかですね、そのまま入れるか、全体のバランスがあるものですから、文書規定とか組織規定とかとのバランスを見ながら、ジェット口の中の適切な法体系に組み込んでいこうと思っております。

原科委員長 ちゃんとした、きちっとした根拠を与えるということですね。

松本委員 つまり、設置法をいじらないでもそれをする方法はあると。

山田総務部長 それはありますですね。それと、やはり周知という意味を持っておりますので、遵守させるとなると職員にわからせないといけないものですから、そういう手当ても考えなくちゃいけないと思っております。

松本委員 それについてはしかるべきときにどのようなことになるかというのはぜひ教えていただければと思います。

山田総務部長 今の委員の皆様には最終的にこういう形で法体系で整備されましたというのをご報告いたします。

原科委員長 直しますか。文章を直すのは大変ですか。

清水産業技術部長 先ほどの吉田委員からのコメントについては、同じ文章ということにしました。

原科委員長 同じ表現になっているのは、やっぱりもうちょっと包括的な表現を前の方がした方がいいということですね。ただ、文章をつくるのはちょっと大変なので。

清水産業技術部長 先ほど口頭で申し上げた案については、紙にはしてあります。

原科委員長 パブコメを受けてから直してもいいのかな。用意してあるの、紙は。

清水産業技術部長 用意をしてみました。この議論を始めるとまた1時間かかりそうですが。

原科委員長 そうなんです。パブコメを受けてからやってもいいのでは。じゃちょっと見えますか。さっと見て、時間かかりそうなら。

松本委員 文章を見ると反応しちゃうんですね。

原科委員長 どうでしょう。ちょっとこれは難しいかな。

松本委員 これは基本方針の方に書くものですね。

原科委員長 そうです。

清水産業技術部長 2ページの3)の「ステークホルダーからの情報収集等」にこれを入れます。細かいももとの表現は、先ほどの3ページのところにあります。

原科委員長 2ページですね。3)の です。

松本委員 よろしいですか。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 もしあそこの項目がステークホルダーからの情報収集じゃなくて、ステークホルダーに関する情報収集ならばまだ少しわからないでもないんですけども、やはり今のときに、この時代にやっぱりステークホルダーからの情報収集というタイトルで、実施機関があってそれ以外のものが等になっているというのは、私は基本方針としては非常に後ろ向きだなという印象を持ってしまふんですけどもね。項目として、ステークホルダーからの情報収集等とあって、ここに記述されているステークホルダーが実施機関だけというのは、私は余り国際的に胸を張れるとは余り思えないんですが。

原科委員長 そうということがあったから、こういうふうにいるいろいろ書いちゃったんですね。ちょっとこれは出し過ぎですか。

清水産業技術部長 基本的な考え方は、前々から議論しているように、この段階ではステークホルダー協議を行うのは適当ではないので、原則として実施機関との協議ということをきちり書くことで十分ではないかという考え方に基づいて提案をさせていただきました。心の中は、もちろん前回の委員会で委員の皆様にご議論していただいたように、「特に、被影響地域が・・・」以下のところも含めて書いておりますけれども、基本方針に書くとしたらこのエッセンスを書くのではと、こういう提案でございます。

松本委員 心の中の方が大事で。

原科委員長 じゃ、これはまあ時間もありませんから、見送らしましょうか。そうしましょう。

事務局（藤崎） やってみるとなかなか難しいんです。

原科委員長 難しいですね。

事務局（藤崎） だから前に残っちゃったというのが。

原科委員長 だからこれはもう1カ所同じのがあるからしょうがない。それが苦しさのあらわれで。

じゃよろしいでしょうか。いいですか。

それじゃ今後の段取りについて申し上げたいと思います。そうしますと、きょうご意見いただきましたので、第 部もまた事務局で手直しをしていただきます。で、どのように直したかわかるような形で、メールで回していただいて確定するという形にしましょう。

ということで、スケジュールはどんなふうになりますか、この先は。そんなにかからないですね。1週間程度で。1週間かからないか。今週中に回ってくると。あした、あさってで。

じゃそういうようなことで、そうするとあした、あさって。あしたではなくてもということですね。

岡崎委員 最終的にパブリックコメントに付される案がもう1回、委員に回ってくるということですね。

原科委員長 そうです。その確認期間はどのぐらいにしましょうか。

事務局（藤崎） 来週前半、来週の前半には予定をしていただけませんと、あとこれからパブリックコメントに入るまでにやっぱりやらなければいけないこともございますので。

原科委員長 そうですね。じゃ、そういたしましょう。あすぐらい早速見させていただいて、1週間程度の期間を置いて皆様のご意見をフィードバックして来週前半には確定するということです。確認ということですね。それであとパブリックコメントを出すということにいたします。

よろしいですか。

高梨委員 パブリックコメントは1カ月ぐらいですか。

原科委員長 1カ月ぐらいです。だから10月の中ごろ15日ぐらいから1カ月ということとなります。ですから、この我々委員会はその後になりますので、11月の下旬あたりだと思っております。これは事務局の作業で。

そんなことでよろしゅうございますか。

松本委員 1点いいですか。

原科委員長 はい。

松本委員 幻と化しそうな私の経済産業省への提言という案は、あれはその後でできるんですか。

原科委員長 あれは幻でなくて、次の議題ですから。

事務局（藤崎） 前回申し上げましたとおり、パブリックコメントをやって、その結果も出てきますので、それを受けた上で委員会としてのご提言を、と考えております。

原科委員長 それを考えると、このIAIAのCode of Conductをもう一度よく読んでおいてください。これをよく見ながら11月の提言を考えてみたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、きょうはまた予定より40分ほどオーバーいたしました。これで終わります。どうもご協力ありがとうございました。

午後8時40分閉会